

Title	「古事記及び日本書紀の新研究」を読む
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1921
Jtitle	史学 Vol.1, No.1 (1921. 10) ,p.15- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19211000-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「古事記及び日本書紀の新研究」を讀む

津田左右吉氏のこの題目を有する著書が、始めて出版されたのは大正八年八月のことであるが、先頃同氏を慶應義塾の史學科研究會に聘し、日本の上代史に就いて一場の講演を請うた際、同氏は記紀編纂の當時恐らく欽明天皇頃から以前の事實に就いては、全然その記録を有しなかつたものゝやうで、多少信すべき史實は悉く百濟の記録に據つたものであらうと論じ、その詳細なる議論は近々出版さるべき滿鮮地理歴史研究報告を見るべきことを附言せられた。其後間もなく即ち大正十年三月附の該報告第八の配本を受けたのであるが、その報告に載せてある同氏の「百濟に關する日本書紀の記載」と題する論文は、氏が最初に記して居られる通りに、前に公刊された「古事記及び日本書紀の新研究」の續篇とも見なすべきものであり、而もまたその「古事記及び日本書紀の新研究」は更にその以前に出版された「神代史の新しい研究」の續篇とも稱すべきものである。だからこの三書はまた一括して「古事記及び日本書紀の新研究」と認めても差支へないのであり、予がこゝに題して「古事記及び日本書紀の新研究」といふものは、寧ろこの廣い意味で用ひたものと認めてもらひたいのである。

而して從來津田氏がその各種の研究に於て舊來の傳統的俗説を破棄し、大膽なる新創見を提起された識見と勇氣とは予の常に敬重する所であり、またその所論によりて啓發せられた所も少くないのである

が、同時に多くの疑問の湧出することも禁ずることが出来ないものである。けれどもかの三書の各に就いて詳細なる批評を試みんが爲めには少くとも數百頁の紙數を費すべき必要があるものであり、それはこの場合まづ不可能のことであるから、今はたゞその主なる點二三に就き、予の疑問を掲げて著者の再考を請ひ、併せて學者の批判を求めんと欲するのである。

第一に予の疑問とする所は我國に於ける文字使用の起源である。津田氏は「古事記及び日本書紀の新研究」(以下略して「記紀の新研究」と書す) 總論三「文字の傳來と古事の傳承」の節に於て「百濟のヤマト朝廷と交通し初めた時代が、四世紀の後半の或る時期であるとすれば、百濟人によつて文字の傳へられたのもまた同じ頃から後でなくてはならぬ。従つて我がヤマト朝廷で作られた最古の文献は、如何に早くとも四世紀の後半から後に出來たものであらう」と論じ、「但(中略)ツクシ地方には長い間の支那との交通の結果文字が既に輸入せられてゐて、それがヤマトにも傳はつて居たのでは無いかといふやうな疑も起らぬには限らぬ。三百餘年の間も續いたツクシの土豪と樂浪帶方との交通が、支那の工藝品を可なり多くツクシに輸入させたことは疑が無い、ツクシ人は工藝品をもつて來たのみならず、多少は其の製作法工藝上の技術をも學んだであらう。魏志によると三世紀には既に蠶桑紡織の術が行はれてゐた、宮室樓觀城柵嚴設といふやうな建築法、(中略)大作の家徑百餘步といふやうな墳墓の築造などは、支那の風習を模倣したものと推測せられる。しかし文字が行はれてゐたと思はれるやうな證據は見えない。文字があれば支那人は必ずそれに注目したに違ないから倭人傳にもそのことが記されさうなものであるのに毫もそんな記事は無い。のみならず魏略に其俗不知正歲四時、但記春耕秋收、爲年

紀といつてあるのを見ると曆の知識の無かつたことが知られると共に文字の用ゐられなかつたことが想像せられる」と断じて居られるのであるが、これは果して正當なる見解であらうか、疑ひなきを得ないのである。

全體我が九州地方の土豪等が支那との間に直接の交渉を開いたのは、何時頃からのことか不明であるが、恐らくは前漢以來のことであらう。津田氏は最初その記紀の新研究の本文に於て、「後漢書光武帝紀の中元二年(57A.D.)の條に東夷倭奴國王遣使奉獻とあるのが今日に傳はつてゐる典籍に於いては、確實なるものとして取扱ひ得る倭の記事の初見であらう」(記紀の新研究二五頁)といつて居られたので予は何故に氏が漢書地理志に「樂浪海中有倭人、分爲三百餘國、以歲時來獻見云、」とある文句を採られないのであるかを疑つて居たのであるが、其後氏は第四版の補遺に於て之れを補はれた。けれどもその論旨に就いては何の訂正をも加へて居られないのであるから、「ツクシの土豪と樂浪帶方との交通」が「三百餘年の間續いた」といふその見解はなほ變更の要なしとせらるゝものゝやうに思はれる。されど漢書地理志のこの文句を信する以上は既に前漢時代に於て九州地方の我が土豪等の或るものが支那との間に多少の交渉を有したことは之れを認めざるを得ないのである。たとそそれは前漢時代の何時頃からのことか、之れを決すべき何等の材料をも有しないのであるが、或は武帝が朝鮮を征服して四郡を置いた頃からではあるまいかとの疑ひを有するのである。もし果して然りとせば、即ち武帝が朝鮮を服して四郡を置いたのは西紀前一〇八年であるからそれ以後のこと、見なければならぬのである。尤も漢の勢力が朝鮮半島の地に及ぶと直ぐに、我が九州地方の土豪等までもが、漢に入貢したかどうか疑はしいことで

あらうから、そこに多少の年月を見込むべきはもとより當然のことであらう。たゞ津田氏は魏志倭人傳に「漢時有三朝見者、今使譯所通三十國と書いてあるのをよほど控へめに解釋しても、前漢時の末頃からツクシ人がぼつぼつ樂浪に交通し初めたと考へるに差支は無からう。後漢書東夷傳に自武帝滅朝鮮、使譯通於漢者、三十許國とある。(中略)武帝が朝鮮を滅してから倭人が漢に通じたといふのは(編者の推測から出たこと、)は思はれるが)然るべき事情である。倭人が漢と通ずるのは漢が樂浪郡を朝鮮の故地に置いてから即ち HORB. の後と見るのが當然だからである」(同上二七頁)と論じて居られるのであるが、もし武帝が朝鮮を滅してから倭人が漢に通じたことを然るべき事情と認むるならば、それから百年近くを経過した前漢の末頃からと見るよりも、武帝の朝鮮討滅後間もなくと見た方が更に一層然るべき事ではあるまいか。なほ漢が朝鮮の故地に樂浪郡を置いたのは、漢書武帝本紀によると元封三年であるから、西紀前一〇八年に當る筈である。HORB. とあるのは恐らく氏の誤記ではあるまいか。

たゞこゝに疑問とすべきことは前漢時代に於てはまだ半島南部の所謂韓人等が、漢に入貢したといふ形跡が認められないのに、更にその南方の海島に居住した所謂倭人が、海を越え、かつ韓人を差置いて、直接漢と交渉したといふことが、果して認めらるべきであらうかといふ點である。實に韓の名が明かに支那の典籍に見えて居るのは後漢書光武帝紀建武二十年(西紀四四年)の條に「秋東夷韓國人、率衆請樂浪内附」とあるのが始めであらうから、それよりも約百年位も前から既に倭人が漢に通じて居たとは、一寸受取れないことにも思はれやう。けれども魏志の韓傳を見ると、曹魏の時代に於てすつ韓人等の状態は同じ馬韓の内であらうともその南部は北部に比して文化の程度が劣つて居り、同志倭人傳に

記載せられた倭國の状態よりも遙かに後れて居たやうであるから、漢との交通も或は事實上倭人の方が韓人よりも早かつたのかも測られないのである。殊にもしも眞番郡の位置が半島南部に比定せられ得るものであるならば、何の疑ひも起らないことであらう。

それからまた九州地方の土豪が直接支那と交遊したのは何時頃迄であるかといふに、晋書倭人傳には「漢末倭人亂攻不定、乃立女子爲王、名曰卑彌呼、宣帝之平公孫氏也、其女王遣使至帶方朝見、其後貢聘不絕、及文帝作相又數至、泰始初遣使重譯入貢」とあり、日本書紀神功紀六十六年の註に引ひてある晋起居注には、武帝泰初二年（西紀二六六年十月）、倭女王遣重譯貢獻」とあり、（但、泰初が泰始の誤記で、遣の下に使の字が脱けて居ることは勿論であらう）宋書夷蠻傳には「倭國在高麗東南大海中、世修貢職、高祖永初二年、（西紀四二一年）詔曰、倭讚萬里修貢、（中略）太祖元嘉二年（西紀四二五年）讚又遣司馬曹達、奉表獻方物云々」とあり、北史にも「正始中卑彌呼死、更立男王、國中不服、更相誅殺、復立卑彌呼宗女臺與爲王、其後復立男王、並受中國爵命、江左歷晋宋齊梁、朝聘不絕」とあるのであるから、南朝宋の初年に所謂倭國王讚即ち我が仁徳天皇に相當する時代のものが宋との交渉を始めた以前、九州土豪の支那交通は臺與以後も依然として繼續して居り、大和朝廷を代表した其後の交通をば、やはりその繼續として誤解するに至つたものらしいのである。だから津田氏が帶方郡に對する倭の交通は、「樂浪帶方が滅亡した時、即ち四世紀の初までは依然として繼續せられたと見るのが妥當であらう」（同上二九頁）と論せられた主旨には予も亦同感である。もし果して然りとせば九州土豪の交通は、津田氏の云はるやうに三百餘年となすよりも、寧ろ四百餘年と見るべきではあるまいか。即

ち兩漢、三國、司馬晋の四朝に亘り、九州土豪と支那との交渉が行はれた譯である。

そこで我國に於ける文字使用の起源であるが、四百年といふ歲月は足利義政將軍の頃から明治初年に至る歲月である。露西亞のイヴァン四世が始めて蒙古人の統御を離れてから、殆ど最近帝國の滅亡に至るまでの歲月である。決して短かい時日とはいはれまい。その長い歲月の間支那と交通した日本人が、而も其後所謂歴史時代に於ては常に外國文化に對する模倣消化の敏捷迅速であつた日本人が、數百年を費してなほ文字の術をすら學ぶことが出来なかつたほど遲鈍な民族であつたとして考ふることが出来やうか。況んや魏志の記する所によれば或は「種ニ禾稻紵麻、蠶桑緝績、出ニ細紵縑繅」といひ、「有ニ屋室、父母兄弟臥息異處」といひ、「其死有棺無槨、封土作冢」といひ。また女王の居處を記して「居處宮室、樓觀城柵、嚴設」といひ、その死するや「大作冢、徑百餘步」とあるが如く、たとひ多少誇張の言があるとするも、既に蠶桑紡織建築等の技術を學んで居たことは津田氏も亦認められた通りである（同上四三―四四頁）。而も「自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫」とあり、幾分か支那の制度すらも學んで居たやうであり、また各國に一種の官制が行はれて居たばかりでなく、「收租賦、有邸閣、國有市、交易有無、使大倭監之、自女王國以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之、常治伊都國、於國中、有如刺史、王遣使詣京都帶方郡諸韓國、及郡使倭國、皆臨津授露、傳送文書」とあるによりて見れば、既に商業交易行はれ女王國を中心として一種の統一的國家さへも形成せられてゐたのであり、殊に倭國と魏の京都や帶方郡及び諸韓國との間には、文書の往復すらも行はれたことは明白なる所である。而も當時の日本人は文字の術をすら學ぶの能力を有しなかつたと考ふることが出来や

うか。なほ對馬國に關して「無良田食海物自活、乘船南北市糴」といひ、一支國に關しては「差有田地耕田猶不足食、亦南北市糴」とあり、外國との交易も行つて居たらしい。また文書往復の實例としては魏の景初二年六月大夫難升米等女王の使として京都に詣り、同年十二月「詔書報倭女王」じ、「我甚哀汝、今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬」、「正始元年太守弓遵、遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬、詣倭國、拜假倭王、(中略)倭王因使上表、答謝恩詔」とあり、同八年には倭女王卑彌呼が狗奴國男王卑彌弓呼と相攻撃し、魏の「塞曹椽史張政等、因齎詔書黃幢、拜假難升米、爲檄告諭之」とあるのである。

然るに津田氏は殆ど全く是等の記録を無視して顧みず、却つて魏志の注記なる魏略の文句を引用して「魏略に其俗不知正歲四時、但記春耕秋收爲年紀」といつてあるのを見ると、曆の知識の無かつたことが知られると共に、文字の用ゐられなかつたことが想像せられる、(同上四四頁)と論じて居られるのであるが、然らば春耕秋收を記するには何によりて之れを記し、その年紀となすことが出来たのであるか。僅にこの文句だけによりても既に文字使用の法を知り居たりしことは明白ではあるまいか。不知正歲四時とあるのは、全然曆の知識のなかつたことを意味するのではなく、たゞ當時魏に行はれて居たやうな正しい歳季を知らなかつたことを意味するものとして解すべきであらう。然らざれば「記春耕秋收爲年紀」の文句は意味をなさないではないか。だから勿論「簡單な年月を記載するぐらゐの知識」はあつたことであらうと思はれる。或は「魏の使が來て以檄告諭とあるが、それは文字の知識の無いものにも詔書を與へると同様、必しもそれを解し得ることを豫想したのでは無からう」(同上四四

頁)といはるゝのであるが、而も氏は何故に倭國女王よりの上書上表に就いては一言も辯せられないのであるか。且また津田氏は「文字があれば支那人は必ずそれに注目したに違ないから、倭人傳にもそのことが記されさうなものであるのに、毫もそんな記事は無い」(同上四四頁)と斷じて居らるゝが、これも亦思はざるの甚しきもので、前に掲げた倭國王と京都帶方郡諸韓國との間に「傳送文書」といひ「記春耕秋收、爲年紀」といふが如き記載あるは、要するに支那人が文字使用の事實を注目せし爲めなりとして認むべきではあるまいか。全體支那人には文字あるは普通で、文字なき方が珍らしい譯であるから、文字ある場合よりも寧ろ文字なき場合に之れを特記すべきであらう。もし文字を用ひずして例へば「記春耕秋收、爲年紀」といふやうな慣習があつたことすれば、それこそ必ず之れを特記することゝなつた筈である。今その一例を擧ぐれば魏志烏丸傳の注記に魏書を引き「數百千落爲一部、大人有所召呼、刻木爲信、邑落傳行、無文字、而部衆莫敢違」とあり、また後漢書烏桓傳にも「邑落各有小帥、數百千落自爲一部、大人有所召呼、則刻木爲信、雖無文字、而部衆不敢違」と書いてある。これは魏書に據つて二三の文字を挿入したものであらう。尤も魏志鮮卑傳には「軻比能本小種鮮卑、(中略)衆推以爲大人、部落近塞、自袁紹據河北、中國人多亡叛歸之、敎作兵器鎧楯、頗學文字、故其勒御部衆、擬則中國こと書いてあるけれども、これは單に文字の使用を知つて居たことをいふのでなく、特に大に支那の學に志したことを意味するのであるから、乃ちこれを特記したものであらうと思はれる。

また先年那珂博士はかの上世年紀考の中で、やはり我が國に於ける文字の起源に論及せられ、「吉田東伍氏の日韓古史斷にも神功皇后の新羅征伐に先だちて西北海表の交通往復の存在したることを論證

して、文字記録の術は崇神朝より生まれりと推定したれども、皇國の文學は應神天皇の御世に百濟國より傳はりたることは史に明文あり。世に定論ありて動すべからず。」(史學雜誌第八編第十二號)となし、「崇神天皇の御世を星野吉田兩氏の説に従ひ、漢の靈獻の間(西紀一九八年崩)とすれば百濟近肖古王の末年より百八九十年前、管氏の説に従ひ曹魏の世(西紀二五八年崩、那珂博士も亦この説に従へり)に當るをとするも、なほ近肖古王の末年より百二三十年前なれば、「彼の韓國すら未だ文字の開けざりし時なるをや(同上)と論じ、而も前に自らその記事の杜撰を大に論難せられた書紀の文面に信頼し、却つてこの問題に關して最も重要なる魏志の倭人傳に就いては一言の辯をも費して居られないのであるが、(吉田氏も同じ)津田氏も亦殊に仲哀天皇以前に就いては殆どその記事の全部を否定し去るの勇氣を示しながらかつ一方に於ては應神紀に學問の最初の輸入者として記載せらるゝ阿直岐や王仁を以て、白鳥先生の「阿直岐は小を意味し王仁は大を意味する韓語として説明が出来るから、王仁の名は阿直岐に對して作られたものであらう。阿直岐より王仁が秀でゝあるといふ説話もそれに適合する」(滿鮮地理歴史研究報告第八卷六一頁)といふ所説に従ひ、後世から案出された空想的人物とし、全然かの物語を否定せんとする態度を示しながら、而も他方に於ては「記紀の記載が概していふとほゞ仲哀天皇と應神天皇との間あたりを於いて一界線を有することを示すものである。さうして應神天皇の朝に文字が傳へられ従つて記録の術も幼稚ながらそろ／＼行はれ初めたと想像せらるべき理由があるとすれば、此の事實もまた故なきことでは無からう」(記紀の新研究一〇一—二頁)と論じ、應神紀の記録に對し少からざる信頼を表し居られるやうである。けれども書紀の記載には應神天皇以後と雖も必しも信するに足らざるものあ

ることはいふまでもないことであり、殊に應神紀の阿直岐及び王仁の物語は「百濟王遣阿直岐、貢良馬二匹」阿直岐亦能讀經典、即太子菟道稚郎子師焉、於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、對曰、有王仁者、是秀也、云々」とあり、古事記にも「百濟國主照古王、以牡馬壹疋牝馬壹疋、付阿知吉師以貢上、科賜百濟國、若有賢人者貢上、故受命以貢上人、名和彌吉師、即論語十卷、千字文一卷、并十一卷、付是人即貢進」とあるやうに、主として學者經典の輸入、即ち學問の傳來を示した傳説であり、決して我が國に於ける文字使用の起源を説いた明文として認むべきではないのである。而も百濟と交通せる結果として始めて我が國に文字が這入つたといふことが、既に少くとも推古朝以來の傳説であることは、唐の貞觀の頃編纂せられた隋書及び北史に、倭國の俗を記して「無文字、唯刻木結繩、敬佛法、於百濟求、得佛經、始有文字」とあるによつて察することが出来るのである。佛教隆盛の推古朝頃には佛經と共に這入つたと思はれた文字が、日本書紀編纂の頃には應神天皇時代に附會せらるゝことゝなつたのではあるまいか。凡て書紀或は古事紀の記載が必しもその文字通りに信せられるべきものでなく、記紀には何の所載もないことでも、實際には既に存在し實行せられた場合も、その事情如何によりて認めなければならぬことは、例へば我が國の年號なども書紀には孝德天皇の大化元年（西紀六四五年）に始まつたことになつてゐるのであるが、釋日本紀に引いた伊豫國風土記にある湯岡の碑には「法興六年十月歲在丙辰」とあり、また法隆寺金堂釋迦如來造像記にも「法興元三十一年歲次辛巳十二月」とあり、前者は推古天皇四年に後者は同天皇二十九年に當つて居るのであるから、既に推古朝にはかやうな年號の行はれて居たことが明で、其他この類のことは甚だ多いのである。

要するに予は九州土豪と支那との交通が長年月に亘つて居たこと、及び魏志倭人傳の記載などから觀て、日本民族間に於ける文字の使用が決して百濟との交通に始まつたものでなく、少くとも支那の三國時代或はそれ以前にその起源を有することを信しない譯には行かないのである。そこでまづ内輪に見つもつて曹魏の頃（西紀二二〇年勅業）から、我が九州北部の地方に於て文字の使用が始まつたとすれば、第四世紀の頃我國と百濟との間に交渉が始まつた時まで約百五十年であり、百濟から始めて文字が傳つたとして考へられ得る時よりも少くとも約百五十年前から、既に恐らく九州北部地方にては相當の文化を有し、文字の使用も知つて居たものとすれば、畿内大和の地方に於ても百濟からの文化輸入に先ちて既に多少の文化が輸入せられ、恐らく文字の使用も傳習して居つたものではあるまいか。勿論之れは全くの想像に過ぎないので強く主張することは出来ないが、たゞあり得べきことではないかといふ疑念を去る譯には行かないのである。

實に我が大和朝廷の威力が韓半島にまで擴大せられ、百濟新羅等半島諸國との間に交渉を生ずることとなつた所以は、少くとも九州北部の地方がその勢力範圍の内に入つた結果と認めなければならぬのであり、その事情は津田氏も亦承認せらるゝ所である、もし果して我國と百濟との交通といふことが「我がヤマトの朝廷の威力が韓半島に及んだこと」關係が無くてはならず、それはまた我がツクシ地方の少くも北部、即ち半島に對する交通路に當る地方がヤマト朝廷に統一せられたこと、伴はなければならぬ（同上三五—三六頁）としたならば、それと同時に、百濟からの文化が大和方面に輸入せられる前に、相當の文化が既に他の方面からこの地方に輸入せられて居たものであることをも、當然想像しなければ

ばならないではあるまいか。蓋し大和朝廷の威力が九州北部に及び之れを統括制御する爲めには、先づ大和地方の文化程度が相當に發達した後でなければ起り得ないことであり、而も一方に於ては百濟との交渉が始まり得る時代よりも約百五十年前から、九州北部の地方に於て既に相當の文化が發達して居た確證が存する以上は、瀬戸内海の交通路によりてまた之れが大和方面に傳來したことを想像するの如何の不思議もないではあるまいか。津田氏がその記紀の新研究第四版の補遺で「少くとも大和朝廷に於いて百濟との交通以前に文字が用ゐられてゐなかつたことは百濟人（もしくは百濟交通の結果として入つて來た漢人）が政府の記録掛として用ゐられてゐたのでも知ることが出来る」といつて居られるのは、恰も明治政府の諸官省では外國人を顧問として雇聘して居つたので明治政府の役人には外國語を理解するものは居なかつたらうと論ずるやうなもので、餘りに自己の理窟に囚はれた窮屈過ぎる議論である。正確な漢文を作つたといふこと、文字の使用を知つたといふこと、の間には、大分の距離が存することを注意すべきではあるまいか。予はむしろ津田氏もいはれるやうに（同上七五―七頁）はやくから古事記などのやうな一種の日本流の漢文が行はれて居たといふことが、日本人の間にも早く既に漢字の使用が行はれ、また日本人によつても記録が作られたことを意味するものではないかとも考へる。漢文に熟達した外人が日本流の漢文を書く譯もないではあるまいか。また漢人が始めて我が朝に來り仕へたのも必しも百濟との交通以後と限つたことではあるまい。

されば予は津田氏が我が民族の東國發展に關して「エミシ」に對する民族的活動は國家の組織がまだ出來ない前からのことであつて、中央政府が成立した後も大體は其の状態が繼續せられ、さうして東國人

は政府の保護を頼まず、自分の力で徐々にエミシを壓迫して其の生活の舞臺を擴げて行つたのであらう(同上三二五頁)と論せられた、その見解に全然同感であると共に、九州方面に、その根據を置いた我が民族が太古以來東方に向つて發展したその事實も、亦これに類似するものであつたことが推想されるのであり、畿内の文化が徐々として東國方面へ普及したと同様に、九州の文化も亦徐々として畿内方面へ傳播したことを推考し得べきではあるまいか。實に漢代の文化が始めて九州に輸入せられてより約四百餘年にして大和朝廷の九州服屬の事實が起つたらしく思はれるのに對して、(西紀前一〇八年漢武帝朝鮮討滅—西紀三七〇年頃百濟との交渉開始) 唐代文化輸入の後約四百餘年にして鎌倉幕府日本統括の事實が起つたことは(西紀七一〇年平城奠都—西紀一一八〇年頼朝居を鎌倉に定む) 興味ある事實であり、我が民族發展の大勢を示して居るものではあるまいか。

要するに我が上代に對する津田氏の見解と予の見解との根本的相違は主として魏志倭人傳に對する解釋の相違に基いて居るのであり、これが聽て種々の點に於て古事記及び日本書紀の記載に對する解釋の相違を來す譯である。而も予は以上論ずる所によりて予の見解を以て正常なりと考へて居るのであるから、記紀の解釋に就いても亦多くの點に於て氏の再考を請はなければならないのである。けれども今はその細目に亘つて詳論すべき餘白を有しないので、たゞ予が立場を明かにする上に於て是非共述べて置かなければならない重要な點だけに就き更に多少の言を費したい。

全體我が國の上代史に於て最も不思議に思はれる一事は、九州北部地方に於ける史實と、大和方面に於ける記録即ち古事記日本書記との間に何等の聯絡も存しないといふことである。(尤も日本書記の編

者は神功皇后を以て魏志倭人傳の耶馬臺國女王卑彌呼に比定して居るのであるけれども、その兩者が全く別人で、時代を異にし處を異にせるものなることは、今日何人も疑はない史界の定説である。是に於て津田氏は、百濟人も支那人も九州北部がヤマト朝廷を戴く政治組織に入つたことを知らず、昔の倭を當時の倭其のまゝのものとして彼等は考へてゐたに違ない。従つて百濟人によつて漢字の知識を傳へられたヤマト人は文字を用ゐた最初から倭の字を我が國の名として用ゐたのであらう。ところで倭人の事蹟として支那の典籍の上に最も著しく記されてゐるのは倭の女王國として知られてゐる昔の耶馬臺の卑彌呼のことであるが、ヤマト朝廷を中心としてゐる知識社會には其の事實は全く知られてゐなかつたのであらうから支那人の著書によりてそれが始めて新しく彼等の知識に入つたところで、其の女王國によつて代表せられて居るが如き觀のある倭の字が今の國號として用ゐられることを別に不思議とは思はなかつたらう。魏志のヤマト（耶馬臺）と彼等の生活してゐるヤマトとが同名であるといふこともまた此の文字の使用に對して何等の疑惑を起さなかつた一理由であつて彼等は此の倭の稱呼が本來ツクシを指したものであることを正しく解し得なかつたのであらう（同上二四一—二四二頁）と論じて居るのであるが、これは即ち氏が百濟人との交渉が始まるまでは、日本人は九州方面でも大和方面でも、全然文字を知らなかつたといふ假定に基かれた爲めに生じた議論であつて、數百年の間支那の諸國と直接交渉をなして居た間には、全然文字を學び得なかつたほど鈍感な、その同じ日本人が、百濟人との交渉を始めるに忽ち文字の術を會得したといふ奇蹟のやうな事實が、前に論じた様に到底考へ得られないとしたならば、この論旨も亦忽ち動搖せざるを得ない譯である。

すなはち予の立場からは大和の朝廷を中心として居た知識社會で、九州の耶馬臺國に就いて全く知らなかつたといふことはあり得ないことであり、その國號として採用した倭の字が本來所謂耶馬臺國によつて代表せられて居たことも恐らく知らなかつたのではあるまいと考へられるのである。蓋し九州北部の地方が津田氏も承認せらるゝやうに、(同上三五—三六頁)大和朝廷の威力發展の結果としてその統一する所となつたものならば、その九州北部地方との交渉に際して大和朝廷の知識社會が該地方の形勢に就き全然盲目であり、その主要勢力が何れにあつたかすらも一切無知であつたとは到底考へ得られないことであり、而も大和朝廷の威力發展の事實その事が、相當の文化を豫想すべきであるならば、本來倭の國號が所謂耶馬臺國によつて代表せられて居たことなども、恐らく知得せらるべき事情ではあるまいか。殊に「魏志のヤマト(耶馬臺)と彼等の生活して居たヤマトとが偶然にも同名であつたといふことが果して考へ得らるべきことであらうか。全體畿内方面に於てヤマトとは何れの地を指す名稱であつたらうか。九州方面に於ては予が會て論せし如く、今の筑後國山門郡の地に比定することが出来るのであるが、畿内の地方に於て部落名としてヤマトの名を比定すべき地は遂に發見することが出来ないではないか。我等が今日大和の名を以て呼ぶ地域は、明かに數多の部落を抱括した總括的の名稱であつて、決して部落的名称として認むべき性質のものではないのであり、或は肥の國といひ、豊の國といひ、或は山背の國といひ、河内の國といふやうな諸國名と同じやうに、餘程進歩した時代に於て附せらるべき性質の國名として認めらるべきもので、而もその國名の本となるべき部落的地名の内には、ヤマトなる名稱を發見することが出来ないではないか。

蓋し九州の地を分つてツクシの國火の國豐の國日向の國などに區別したのは、いふまでもなく我が大和朝廷の威力が九州の地に及んだ後に、大和朝廷の方で命名區分したものに違ひないのであり、本來九州北部地方は耶馬臺國に統括せられて居た以上は、總稱してまたヤマトと呼ばれた筈であり、かの筑前志賀島で發見された金印などにも倭の奴國とあるやうに、倭の伊都國、倭の末廬國など、呼んで居たものと認められるのである。所が魏志の倭人傳によると女王國に統括されて居た所謂ヤマトの外に、狗奴國などいふ女王國に反抗して居た國も存するのであるが、九州北部の所謂ヤマトの地方が我が大和朝廷に服屬すると大和朝廷の方ではその最初に服屬した部分をばまづツクシと呼び、もとのヤマトの統括範圍以外であつた、主として九州南部の地方を總稱して之れをクマツと呼んだのではあるまいか。ツクシの意義に就いては古來種々の説があり、津田氏は何等の説も提起して居られないのであるが、予はミチノクやコシに對するツクシではあるまいかと考へる。東方に於ける服屬地の最後の部分をミチノクと稱し、それから先をエゾと呼んだのに對して九州北部をば西のはて即ち盡くる所の意味でコシ路或はコシと同じ語法によりツクシ路或はツクシと呼んだのではあるまいか。クマツに對する津田氏の考へには予も亦大體に於て同感である。火、豐、日向などの國名はなほ其後に作られたものであらう。なほハヤトに就いても確説を見ないが、予は或は南人の意ではないかとも考へる。九州北部地方では南方よりの風をハヤンカゼ或は略してハヤとよぶのであり、その住地は所謂ツクシの南にあるからである。そこでヤマトといふ名稱であるが、この名前が本來九州北部なる一部落の名稱であり、ついではその部落によりて統括された九州北部の全地域に對する名稱に發達したものであることが前に述べた通り

であるとするれば、かつそれと同時に支那人等はこの地方に住する我が民族を名けて古くから倭人といつて居り、従つて耶馬臺國が九州北部を統括するに及び、支那人等はまたその國を名けて倭國といひ、その王を稱して倭王といつたとしたならば、九州北部の人々が漢文字の使用を始めた時、また自ら倭人と記し、自國を倭國と書し、倭の字を訓してヤマトと讀みならはすに至つたのはもとより自然のことであり、従つてまたその九州北部の地方から漸次東方に移住して畿内地方にその根據を確定した人々が、文字使用の法を知るに及び、同じく自ら倭人と稱したことも必然のことであり、而もその文字は同民族の間に於て既にヤマトと讀みならはされて居たとすれば、畿内地方の人々もまたこれをヤマトと讀み自らヤマト人と稱したことは何の不思議もないことではあるまいか。たゞかゝる事情はまづ九州北部のヤマト地方に於て文字の使用を知り、その風習が東方に及んだ場合に於てのみ起り得べきことである。

所で畿内地方の一部落が漸く發達して近傍の諸部落を併せ、一種の統括的國家を形成した場合に、その國家は何と呼ばれるであらうか。もしその一部落が本來イハレ(磐余)と呼ばれたものであつたとしたならば、恰も耶馬臺によつて統括せられた九州北部の國家がヤマトと稱せられたのと同じやうに、その統括的國家はやはりイハレと呼ばれた筈であつたらう。けれどもその發達の際に、自ら九州方面より來住した倭人即ちヤマト人であるといふ自覺が既に存した場合には、その國家を名けて倭國即ちヤマト國と稱することもあり得べきではあるまいか。而もその本來の倭國なる九州北部地方も亦これを併合した場合に、倭國の中心が九州北部から新に畿内方面に移動したことを表示する必要上、特にその畿内方面なる根據地方を名けてヤマト國と稱すべきことは對支對韓の必要上からも、更に一層あり得

べき事情ではあるまいか。かの九州北部の地が魏志には倭國と記され、その中心地が耶馬臺國と記されて居るのに對して、我が大和朝廷を中心とした日本國が晉書以後隋書以前の支那史書には日本から送つた文書にも常に倭國と記されて居り、同時に畿内に於けるその中心地たるヤマト國も、亦我が國の記録には倭國或は大倭國と記されて居る。その大の字を加へた所に支那思想の影響による新味が表はれて、その起源の比較的新しい事實を表示するものゝやうに思はれる。其後更にその音の類似によりて大和の文字に改められたのである。

而して倭國の中心が九州北部のヤマトから畿内のヤマトに移動した事實を正當の事實として表象する爲めには、そこにまた神武東征の物語といふが如き傳説の發生を促すべきではあるまいか。津田氏は「神代史の新しい研究」の中で皇都が日向にあつたとは考へられないが「それが筑紫地方にあつたことだけは別に疑を容れなければならぬ理由が無い。さうしてもしそれを狹義の筑紫と解するならば、上代に於いて最も文化の發達してゐたところ、また瀬戸内海によつて東方との交通が極めて便利であつたところとして、皇室の發祥地には恰好の土地であつたのである。さうしてかういふ土地から起つて瀬戸内海の兩岸及び其の東方の大和地方を征討平定するといふことは上代の形勢に於いてあり得べからざることで無いのである」(同書一一三頁)と論じ、「記紀の上代の記事は歴史的事實から生じた傳説もしくはそれを按排構成したものだとするれば、神武天皇東征物語の基礎として少くとも皇室が筑紫から起つて東方を平定せられたといふだけの傳説はあつたものと見るのが穩當であらう」(同書一二三―四頁)と斷じて居られるのであるが、予は以上述べたやうな理由で「皇室が筑紫から起つて東方を平定されたといふ

だけの傳説」は起り得べきものと認めるが、然し略西曆紀元後百年前後の頃かと思はれる（古事記註紀年により崇神天皇崩御を西紀三一八年とし、崇神帝以前を一代二十年と見て）かやうな古代に於て我が皇室が筑紫の地に發祥地を有し、其處から「瀬戸内海の兩岸及び其東方の大和地方を征討平定」せられたといふが如き事實が、起り得べしとは到底考ふることが出来ないのである。かつこの論旨は氏が其後に公けにせられた「記紀の新研究」の「第六章神武天皇東征の物語」に於て「三世紀以前に於てはツクシ地方は幾多の小獨立國に分れてゐて今の中國以東との間に政治的關係のなかつたことが推測せられるが、記紀の東征物語が此の事實と適合するかどうかも重大な問題である、」（五一—五頁）といひ「それが思想上の話であるといふことは、もしヤマト奠都が其の前に都のあつたところから遷されたことであるとするならば、さうして其の事實が世に傳へられてゐたとするならば、それは後にヤマトからヤマシロに遷され、京都から東京に遷された場合と同様、其の前も後も連続した一つの歴史即ち人間界のこととして人の記憶に遺り人の思想に存在した筈であつて、従つてそれを神代と人代との境界とし劃然たる區別を其の前後につけやうといふ考が起るまいといふことから明に推知せられよう」（五二—五三）と論じて居られる、その論旨とも矛盾衝突するものではあるまいか。或はこの議論の前後に於て氏の思想上に重大な變化が起つたのかとも思はれるのであり、かつ記紀の新研究の例言で「此の書の第六章によつて舊著第二章第一節の所説の一部は訂正されねばならぬ」といつて居られるのは恐らくこの點を意味されるのではあるまいかとも考へるが、後論文で何等前論文の取消しを言明して居られないのであるから念の爲め再考を請うた次第である。

序に古事記註の紀年に就いて一言すると、津田氏は「古事記には紀年が明になつてゐないが、今註としてところ／＼に天皇の崩御の年の干支と月日とが見える。これは書紀とは殆ど全く違つてゐるのであるから、多分書紀に於いて紀年の定められる前に、同じ企て同じ試みが何人かの手によつて行はれた其の名残ではなからうか。もしさうとすればそれは帝紀の最初の編述の際では無くそれよりも後のことであらう」(記紀の新研究六九―七〇頁)「それから仲哀天皇成務天皇及び崇神天皇崩御の年として古事記の分註に記してある干支及び月日も支那の紀年の法及び曆の知識の無かつた時代のこととして信じ難いものである。三世紀に於ては三百年來支那と交通してゐたツクシ人ですらも、曆の知識を有つてゐなかつたことが魏志に明記せられてゐてそれを疑ふべき理由は無い。だから此の點に於ても亦た應神天皇以後と仲哀天皇以前とは趣を異にしてゐる。」(同上二〇三頁)と論じて居られるのであるが、予は前に論證した通りに、第三世紀の前半、即ち魏志に記載せられた卑彌呼時代(その使節が魏の都に行つたのは景初二年、西紀二三七年)に於ては九州北部地方の文化は既に相當に發達し、明かに文字使用の法も知り、簡単な紀年法なども實行して居たことを認むるのであるから、記註の年代によると卑彌呼時代より約半世紀後れ、恰も第四世紀の初め頃に當つて居る崇神天皇の時代には(卑彌呼の死せしは西紀二四七年、崇神天皇古事記崩御年代は西紀三二八年)畿内大和の地方に於ても恐らく既に文字の使用を知り、簡単な年紀なども有して居たものと認むべきではないかと考へる。従つて古事記年紀に對する考へも、亦津田氏の見解とは大に相違する譯である。津田氏は之れを以て「多分書紀に於て紀年の定められる前に、同じ企て同じ試みが何人かの手によつて行はれた其の名残ではなからうか」といつて居られるのである。

が、もとよりさういふ企圖は書紀年代の定められる前にも、或は行はれたことであらうけれども、古事記註の年紀が果してその名残であるかどうかは、容易に斷言する譯に行かないのである。

予は古事記註の年紀に就いては既に十餘年前史學雜誌第廿一編で耶馬臺國及び卑彌呼に就いて論じた際、大體の考へを述べて置いたのであるが、なほ一應その年紀の性質を吟味するに、もし果してこの年紀も書紀の年紀と同じ目的で後世から推定作成せられたものであるならば、その性質上何等かの點に於て書紀の年紀に類似する所があるべきではあるまいか。然るに今神武天皇より推古天皇に至るまで三十代の年紀に就いて記紀の所載を比較するに、(別表第一参照)書紀の方では勿論その各天皇の在位紀年は全部何れも具備して居るのであるが、その聖壽に就いての記載は約三分の二を缺いて居り、その記載のあるものもこれをその在位年數によりて計算すると誤つて居る場合が少くないのに對して(別表第二参照)古事記の方は在位年數は大部分缺けて居るけれども、聖壽に就いての記載は多くは之れを具備するのである。即ち神武天皇より以下第二十一代雄略天皇までは全部聖壽の數が記載せられて居り、第十二代清寧天皇より第三十三代推古天皇までは顯宗繼體兩帝の記載があるだけで、他は全部缺けて居る。つまり三十三代の中二十三代だけがその記載を有するのである。但聖壽の記載が缺けて居る清寧天皇から推古天皇に至る十二帝の中で、清寧、仁賢、繼體、安閑、宣化、欽明の六帝に就いては、清寧天皇以前の場合と同じやうに、全くその在位年數を記してないのであるが、顯宗、武烈、敏達、用明、崇峻、推古の六帝に就いては聖壽の數が掲げてない代りに在位年數が記してあり、たゞ顯宗天皇の場合だけは聖壽の數と在位年數とが共に記載せられて居る。だから從來普通に考へられて居るやうに、古事記の方も全

然年代を無視した譯ではなく、第二十一代雄略天皇までは聖壽によつてその年代の大體の觀念を表さんとし、第二十二代清寧天皇以後、殊に第三十代敏達天皇以後の部分では、即ちその在位年數によりて年代の觀念を示して居るのである。

そこでこの古事記及び日本書紀の各本文に表はれて居る年代觀念の特徴を見るに、後世より僞作せられたかの疑ひ最も強き、雄略天皇以前二十一代の間に於て、古事記の方は全部に亘り書紀の方は十帝に就いてその聖壽の記載あるに對して、清寧天皇以後十二代の間に於て聖壽の記載を有するのは古事記の方は二帝だけで書紀の方も僅に三帝だけとなつて居る。即ち何れもその不明なるべき筈である上代に於て詳密で、却つて後世の部分粗雑となつて居るのである。この事實はやがて年代僞作者の心理を曝露したものであるまいか。かつその年數を加算するに、神武天皇より應神天皇に至る十五代で、古事記の方は一千四百五十三年（一帝平均聖壽九十七歲弱）を算するに對して、書紀の方は便宜上予の推定聖壽により一千六百二十四年（一帝平均聖壽百〇八歲強）を算するのである。この事實も亦年代僞作者の心情を曝露するものであり、もし津田氏が想像せらるゝ如く「書紀に於て紀年の定められる前に同じ企て同じ試みが何人かの手によつて行はれた」とするならば、やはりこの古事記及び書紀の年代觀念に表はれた特徴、即ち最も多く世人に忘れられた古い時代に最も多く造作の手を加へること、而もその造作の目的方針としては、これによつてなるべくその歴史年代を延長するに力むるといふ、年代僞作者の心理を表はし居るべきではあるまいかと考へる。

然るに古事記の註として記入せられて居る所謂崩御紀年は、予の推定年代に誤りなしとせば、全く是

等の特徴を有しないのみならず、同時にこれによれば最も合理的に對支對韓の關係を理解することが出來るのである。即ち別表第一に記載して置いた通りに、崇神天皇の崩御年が西紀三一八年に當り、推古天皇の崩御年は西紀六二八年であるから、二十三代に對し三百十年で一帝在位平均年數は僅に十三年半弱に過ぎないのである。之れに對して日本書紀によると同一代數に六百五十八年を當てゝあり、一帝在位平均年數は二十八六年六強になつて居る。然しその年數が割合に穩當なのは應神天皇以後の書紀崩御年紀が殆ど古事記註の崩御年紀と同様なるが爲めで、もし應神天皇以前に遡らば古事記註の方では垂仁天皇から應神天皇まで神功皇后を加へて六代の在位年數百三十六年で、一帝在位平均年數は二十三年弱であり、五代として計算すれば二十七年強なるに對し、書紀の方では六代の在位年數二百四十年で、一帝在位平均年數五十七年弱となつて居り、五代として計算すれば六十八年に達するのであり、更に應神天皇より神武天皇まで十五代の在位年數は八百九十五年、一帝在位平均年數五十九年七弱に及ぶのである。即ち古事記註の紀年は後の場合を取つても一帝の在位平均年數は約二十七年であるから、普通一般に十分あり得べき年數で、所謂年代僞作者の心理特徴に一致しないものであり、かの在位平均年數十三年半弱といふに至つては、寧ろ年代僞作者の一般的心理特徴に全然背反するものといはなければならぬのである。かつ古事記でも書紀でも後世の僞作と認めらるゝものは、皆その古い部分に於て行はれて居るのに、古事記註の崩御紀年は全くその反對に崇神天皇以前の古い部分には何等の記載がなく、却つて崇神天皇以後に於てその詳細な記載を有するのであり、この點もまた前に述べた古事記及び書紀の本文には明かに表はれて居る、年代僞作者心理の特徴と一致しないのである。

而も崇神天皇以後の崩御年紀もその全部が記載せられて居るのではなく、崇神天皇から推古天皇に至るまで二十四代の中で、崩御年紀の存するのは十五代に過ぎないのである。所がこゝに面白く感ぜられることは、皇室勃興の時代からなほその實權が天皇の手にあつたと思はれる雄略天皇の頃までは、その崩御年紀も眉輪王に弑せられた安康天皇御一代を除くと、殆ど完全に近く記載せられて居るが、皇室の威力漸く衰へて實權また權臣の手に移つたらしく思はれる清寧天皇以後に於ては、その崩御年紀も亦不完全となつて居るといふ事實である。今これを同時代に於ける日本書紀の紀年に對比すると、推古天皇の在位年數及び崩御年月干支が、全く古事記註の崩御年月干支及びその推定在位年數に一致するを始めとし、(但書紀により三月丁未を朔とすれば癸丑は七日となる譯で、古事記の十五日とは違つて居る)それより溯つて仁德天皇の崩御紀年に至るまでは、大體に於て古事記註の崩御紀年に略一致するものがあり、推古天皇崩御の外にも崇峻、用明、安閑の諸帝崩御紀年は記註紀共に同一であり、敏達、允恭の二帝崩御紀年は僅に一年の差違があるだけであり、繼體天皇崩御紀年が三年、雄略天皇崩御紀年が十年、反正天皇崩御紀年が二十六年、履中天皇崩御紀年が二十七年、仁德天皇崩御紀年が二十八年の差違となつて居る。即ち推古帝より仁德帝に至るまで古事記分註崩御紀年の存するもの十一代の中で、記註と書紀と兩者年代の一致するもの四代で、他は一年乃至二十八年の相違があり、允恭帝と繼體帝との二例外を除けば古代に溯るほどやはり書紀の崩御年代の方が多少古くなつて居るのを認めるのである。然るに應神、仲哀、成務、崇神四帝の書紀崩御年紀は之れを記註に比較するに著しき相違を示し、應神帝崩御紀年は八十四年、仲哀帝崩御紀年は百六十二年、成務帝崩御紀年は百六十五年、崇神帝崩御紀年は三百四

十八年の差違を示し、それだけ書紀の年代が記註の年代よりも古く延びて居るのである。是等の事實によつて之れを察するに、古事記註の年代も日本書紀の年代も、恐らく何か據るべき記録を有し、それに基づいて記されたもので、必しも後世より出鱈目に作成せられたものではなからうかと思はれる。而も書紀の年代が反正帝以前殊に應神帝以前に於て古事記註の年代と著しい差違を生ずることゝなつて居るのは、書紀の神功紀卅九年四十年及び四十三年の條下に引用註記せられて居る魏志倭人傳の倭女王、及び同六十六年の條下に引用註記されて居る晋起居注の倭女王を以て我が神功皇后に比定せんが爲めの企圖に誘はれた結果であることは、既に動すべからざる定論である。

それからまた津田氏は前に古事記分註の紀年全部に對し、多分書紀の紀年と「同じ企て同じ試みが何人かの手によつて行はれた名残ではなからうか」と論じて、之れを疑はれたその主旨とは稍違つて、つぎに仲哀成務及び崇神の三帝崩御紀年に就き「支那の紀年の法及び曆の知識の無かつた時代のことゝしては信じ難い」と論ぜられ、その中でも特にその三帝崩御紀年を排せらるゝかのやうに見えるのであるが、これは文字の使用を應神天皇以後と限り「三世紀に於ては三百年來支那と交通してゐたツクシ人ですらも曆の智識を有つてゐなかつた」といふ理由に基いた議論であるから、その前提の誤りであること論證した以上は更に多言を費す必要はない譯ではあるが、たゞこゝに一言して置きたいのは崇神天皇の崩御紀年である。といふのは予が曾て史學雜誌第二十一編の耶馬臺國及び卑彌呼考で古事記註の紀年に就いて論じた時には、那珂博士の説に従つて崇神天皇の崩御紀年をば西紀二五八年に比定したのであつたがこれにはなほ大に疑問の餘地があるやうに思はれるからである。蓋し崇神天皇と成務天皇との間

には垂仁景行二帝の崩御紀年が缺けて居るために、成務天皇から以前の各帝在位年代が全く不明となつて居るのであるが、今試みに西紀二五八年から三五五年に至る年數九十七年を三帝に平均すると、その各帝在位年數は三十二年強となるのである。一帝平均三十二年の在位年數は、殊に短い間のことであるから、必しも長過ぎるとはいへまいが、然し仲哀天皇から仁德天皇までの平均在位年數二十四年、履仲天皇から允恭天皇までの平均在位年數九年、用明天皇から推古天皇までの平均在位年數十五年弱、また孝德天皇から天智天皇に至る平均在位年數九年、天武天皇から文武天皇に至る平均在位年數十二年弱、元明天皇から聖武天皇に至る平均在位年數十四年弱、桓武天皇から嵯峨天皇に至る平均在位年數十四年醍醐天皇から村上天皇に至る平均在位年數二十三年強、その他白河堀河鳥羽三帝の平均在位年數十七年、後花園後土御門後柏原三帝(足利時代)の平均在位年數二十三年弱、後奈良正親町後陽成三帝の平均在位年數二十八年強、仁孝孝明明治三帝の平均在位年數三十二年などいふに比較すると、怡も仁孝孝明明治三帝の在位年數九十六年と、足利時代三帝の在位年數九十八年との中間に位し、極めて稀なる事例であり、以上擧げた諸例以外でも大多數は二十年以下の平均となつて居るやうである。そこで崇神天皇の崩御紀年戊寅の年を更に六十年だけ下げて三一八年とすれば、垂仁景行成務三帝の平均在位年數は十二年強となり諸帝平均在位年數の極めて普通の場合に相應するのであり、かつその年代は恰も韓半島に於て百濟新羅が新に勃興統一の業を成就したらしい、第四世紀の前半に當つて居るのであるから、寧ろこの方がその周圍の事情にも適合し、眞に近いものではないかと思はれる。那珂博士が上世紀年考の中で三帝の在位年數「二十七年にては次の仲哀天皇も在位僅に七年なれば四朝を合せて只四十二年なり。

仲哀天皇の四世の祖なる崇神天皇の崩年は四世の孫の崩年より只四十二年前にありとは思はれざれば、三朝の年数は前表の如く九十七年と見る方適當なるべしといはれたのは一應予も亦尤もの考かと思つたのであるけれども、今は寧ろその理由の薄弱なるを感ぜざるを得ないのである。今試みに我が國列聖の中で或る一天皇崩御の年よりその曾孫天皇崩御の年に至る年数を計算するに、即ち左表の如き結果を得たのである。

自仲哀天皇(一四)至曾孫履仲天皇(一七)七〇年	七〇年	(據古事記註 自三六二崩至四三二年崩)
自天武天皇(四〇)至曾孫聖武天皇(四五)六〇年	六〇年	(自六八六崩至七四九年讓 自六八六崩至七五六年崩)
自桓武天皇(五〇)至曾孫文德天皇(五五)五二年	五二年	(自八〇六年崩至八五八年崩)
自仁明天皇(五四)至曾孫陽成天皇(五七)三四年	三四年	(自八五〇年崩至八九四年讓 自八五〇年崩至九四九年崩)
自光孝天皇(五八)至曾孫朱雀天皇(六一)五九年	五九年	(自八八七年崩至九四六年讓 自八八七年崩至九五二年崩)
自醍醐天皇(六〇)至曾孫花山天皇(六五)五六年	五六年	(自九三〇年崩至九八六年讓 自九三〇年崩至一〇〇八年崩)
自村上天皇(六二)至曾孫後一條天皇(六八)六九年	六九年	(自九六七年崩至一〇三六年崩)
自後三條天皇(七一)至曾孫鳥羽天皇(七四)八三年	八三年	(自一〇〇七年讓至一一二三年讓 自一〇〇七年崩至一一五六年崩)
自白河天皇(七二)至曾孫崇徳天皇(七五)四五年	四五年	(自一一〇八年讓至一一四一年讓 自一一〇八年崩至一一九四年崩)
自後嵯峨天皇(八八)至曾孫後二條天皇(九四)六二年	六二年	(自一二四六年讓至一三〇八年崩 自一二四六年崩至一三三六年崩)
自後嵯峨天皇(八八)至曾孫後伏見天皇(九三)五五年	五五年	(自一二四六年讓至一三〇一年讓 自一二四六年崩至一三三六年崩)
自後花園天皇(一一〇)至曾孫後奈良天皇(一一四)九三年	九三年	(自一二四六年讓至一三五七年崩 自一二四六年崩至一三五七年崩)
自後花園天皇(一一〇)至曾孫後奈良天皇(一一四)八七年	八七年	(自一二四七年崩至一三五七年崩 自一二四七年崩至一三五七年崩)

自土御門天皇(二〇三)至曾孫正親町天皇(二〇五) 八六六年(自一五〇〇年崩至一五八六年讓)

自靈元天皇(二二)至曾孫櫻町天皇(二四) 一八〇年(自一六八六年讓至一七四六年讓)

自光格天皇(二八)至曾孫明治天皇(三三) 九六六年(自一八一六年讓至一九一二年崩)

以上の十五例はたゞ便宜上任意に摘出したものであるが、これだけでもその大體の見當はつけ得られるのである。即ち十五例の中で九十年代が二つ、八十年代が二つ、七十年代が四つ、六十年代が三つとなつて居り、その他に五十二年四十四年三十六年十八年といふのが各一つだけ見えて居る。また讓位の場合を探ると讓位のなかつた三例を除いて、十二例の中五十年代が五つ、六十年代が三つ、九十年代が二つ、八十年代と三十年代が各一つとなつて居る。是等の事實によるとつまり親子關係から見た三世通計の年數は五十年乃至七十年位が普通の場合であるけれども、時に九十年以上のこともあり、或は四十年以下といふ變例をも生じ得べきことを示すものであらう。もとより靈元天皇と櫻町天皇との關係の如きは、全く歴代の讓位によつて生じた特種の異例であるけれども、然しまた或一帝が長く帝位を保たれた場合には、其後の諸帝の在位年數が自然に短縮せらるゝに至ることもあり得べき譯である。即ちその極端な場合を想像すると

甲帝七十五歲崩

乙帝五十五歲即位(甲帝二十一歲の子)五十六歲崩 在位二年

丙帝三十三歲即位(乙帝二十四歲の子)三十五歲崩 在位二年

丁帝十六歲即位(丙帝二十歲の子)二十五歲崩 在位九年

即ち三代の在位年數合計十二年など、いふ場合も絶対にあり得ないことではないのである。されば垂仁景行成務三帝の在位年數三十七年といふが如き、必しも考ふべからざることではあるまいかと思はれる。況んや他の事情に於て之れを九十七年とし、第三世紀の半頃(二五八年)に比定するよりも、三十七年として第四世紀の初め頃(三一八年)に比定する方が一層合理的であるからには、その後の場合を採るべきことが當然ではあるまいか。

もし果して以上の考究が大過なしとすれば、所謂古事記分註の記年なるものは、津田氏のいはれるやうに、書紀の紀年と同じ企て同じ試みが何人かの手によつて行はれた名残と認むべきものでもなく、また仲哀成務崇神三帝の崩御紀年をば特に排棄すべき性質のものとして認むるにも及ぶまいかと考へる。たゞその記註には單に干支紀年ばかりでなく、崩御の月日までも記入されて居るといふ點に於てなほ疑念を去り得ない論者もあるのであるが、然しそれはやはり文字の使用が應神天皇以前には全然行はれて居なかつたといふ考へに基いて起る疑念であつて、崇神天皇時代に於ては既に文字の使用が行はれ一種の簡単な紀年法も存在したといふ理由が認めらるゝ以上は、かつ崩御の紀年月日は特に人の注意にとゞまり得べき性質のものたる以上は、その記載が多少殘存したとしても別に何の不思議もないことではあるまいか。されどもとより長い年代の間には傳寫の誤謬もあり得ることであるし、また人々によつて多少その傳への相違も起り得べきことであるから、古事記註の崩御紀年月日が悉く正確であるかどうかは疑問である。かの書紀と記註との崩御紀年月日の間に(應神天皇以前はもとより別として)推古天皇の場合以外は何れも多少の相違が認められるのは、或はかやうな傳への相違によるものではないかとも

思はれる。たゞその大體のところ、古事記註の紀年が比較的眞に近いものゝやうに考へられるだけである。而もその古事記註の記載が崇神天皇までとなつて居るといふその事が、また一面では畿内大和地方に於ける文字の使用が略崇神帝の頃に始まつたものであることを意味して居るのではあるまいか。

それからこの分註が記入されたのは何時頃であるかもとより不明であるが、津田氏はこれを書紀編纂の前、帝紀最初の編纂後と定め（記紀の新研究七〇頁）その理由として「これは書紀とは殆ど全く違つてゐるのであるから」（同書六九頁）また「書紀によりて紀年が一定せられた後に新にかういふものが案出せられたとは考へ難いから」（同書第四版補遺）「書紀に於て紀年の定められた前」であり、同時にもしうとすればそれは帝紀の最初の編述の際では無く、それよりも後のことであらう。といふのは後世に附加せられたものと見るべき終の方の部分までそれが見えるからである。帝紀の原形に於いて斯ういふものが無かつたことは年代記的に物語を排列しない全體の體裁の上からも推測せられる。だから是は帝紀の年代の餘りに漠然たるをあきたらなく思つて、それを細かく擬定しやうとしたところから生じた後人の所爲らしい（同書七〇頁）と論じ、かつ帝紀の最初の編述は古事記及び書紀の内容より見て繼體朝欽明朝頃と推定して居られるのである。（同書六六一―六七頁）けれども予は寧ろ古事記及び日本書紀の編纂後、記紀の紀年と違つた古傳により或る私人の手で記入されたものではあるまいかと考へる。

蓋し前に述べたやうに崇神天皇の頃から既に多少記録の術が傳はり、一種の記年法も行はれたとすれば、その崩御年紀が殘存したこともあり得べきことであり、所謂帝紀が津田氏の説のやうに支那の歷朝正史の帝紀と違つてたゞ皇室の系譜に過ぎないものであつたとしても、またその體裁が年代記的に物語

を排列しない性質のものであつたとしても、かういふ崩御紀年が書いてなかつたと斷言する譯には行かないのであり、或は帝紀以外の記録にも殘存し得べき譯であり、假りに普通の説に従ひ書紀の記載により文字の使用は應神天皇に始まり、曆本の輸入は欽明朝に始まつたとしても、少くとも欽明天皇以後の崩御年紀は殘存した譯であらう。而も古事記の本文にその崩御紀年の全然記載せられて居ないのは何故であらうか。予はこゝに大に注意すべき事實の潜んで居るのではないかを疑ふのである。全體古事記及び日本書紀の年代觀念は前にも述べたやうに何れも同一の性質を有して居り、我が國の年代をば遠く古代に延長しやうとする目的の下に作製せられたもので、特に古事記の方では雄略天皇以前、書紀の方では應神天皇以前に於て著しくその主旨を曝露して居るのである。(別表第二參照)これは古事記も書紀も共に勅命によりて主に太朝臣安萬侶がその編纂の任に當つたらしい事實からも當然のこと、思はれる。たゞ書紀の方では支那正史の帝紀に倣ひて年月日の下に事件を列記する必要上、緯説に基いてその年代を確定したに過ぎないのであらう。そこで此の如き年代觀念によつて古事記及び書紀が編纂せられた場合に、當時他に實際の事實を傳へた崩御年紀が存在したとしても、記紀の編者は勿論その記紀編纂の主旨に矛盾する以上はこれを棄て、採らなかつた筈である。書紀の編者が此の如き取捨撰擇を加へたことは、繼體紀廿五年の條に分註として「或本云天皇廿八年歲次甲寅崩、而此云廿五年歲次辛亥崩者、取百濟本記爲文」とあるのでも知らるゝのであり、また天照大神を伊勢に鎮坐した年月をば垂仁紀の本文には丙辰年三月丁亥朔丙申とし、分註として一書を引き丁巳年冬十月甲子(異本により秋九月甲子とし或は甲午とす)と書いて居るのはその取捨に迷つた爲めであらう。所で古事記註の紀年は嘗

に書紀の紀年と違つて居るばかりでなく、古事記の年代とも合致しないものである。例へば古事記の本文によると應神天皇の聖壽は百三十歳となつて居るが、分註の紀年によるとその在位年數三十二年で、記の本文とは九十八歳の相違を來す譯であり、或は一部學者の説に従つて一周年だけ加へても九十二年となりなほ三十八年の相違を來すのである。もとより書紀記載の聖壽數もその記事から推定したものに比して多少の相違を示すのであるが、これほど甚しくはないのである。(別表第二參照)のみならずこの記註紀年の性質が根本的に記紀の年代觀念と相違せることは前に既に述べた通りである。だから記紀の編者は乃ちこれを棄て、顧みなかつたのではあるまいか。かつ是等の事實は同じ古事記の中でもその傳本の相違によりてこの註記を有するものと有せざるものとがあるといふ事實と共に、かの註記が記紀編纂前官府に於て公然記入せられたものでなく、記紀編纂後私人の手によりて記入せられたことを示すものではあるまいか。

是に於て予は最初に掲げた疑問に立ち歸り、九州北部地方に於ける史實と大和方面に於ける記録即ち古事記日本書紀との間に何等の聯絡も存しないといふ事實も亦同一理由によりて解釋せられ得べきにあらざるかを疑ふのである。全體津田氏が應神天皇以前に文字使用の實なしと認め、進んで魏志倭人傳の記載を無視し或は曲解して、九州北部に於ても當時文字を知りし形跡なしとせらるゝ所以は、恐らく我が國最古の現存記録たる古事記日本書紀の記載が特に應神天皇以前の部分に於ては神話的物語に類する記事甚だ多くして殆ど當時の史實を傳ふるものなく、かつ九州北部の史實に就いて何等記する所なきが爲めであらうと察せられるのであるが、予は寧ろ魏志の記載に基きて古事記日本紀の編者がその編

纂の主旨目的に反する記録は全然これを棄て、顧みず、同時にまた或は自然に或は故意にその史料埋滅したる結果、今日見るが如き記紀の記載を生じたものとして解すべきではあるまいかとの疑念を有するのである。例へば日本書紀に據ると我が國より支那に使を出したのは隋の煬帝の太業二年（西紀六〇七年）小野妹子等を派遣したのに始まることとなつて居るが、支那の史籍によると前漢書以來歷朝の正史は殆ど皆我が國人との交渉を記せざるものなく、魏志晉書に記する所は我が大和朝廷の關する所にあらずとするも、宋書、南齊書、梁書、隋書、北史、南史等皆倭國王との交渉を明記して居り、而も是等の諸國に交通せし所謂倭王と稱するものは恰も我が仁德天皇反正天皇允恭天皇安康天皇雄略天皇武烈天皇推古天皇等諸列聖の治世に相當するのであり、支那に於ては晉の安帝の時から宋齊梁を経て隋の時に及んで居る。晉書安帝本紀義熙九年（西紀四一三年）の條に「是歲、高句麗、倭國、及西南夷銅頭大師、並獻方物」とあるのが、大和朝廷時代に於ける支那の正史に見えた倭國記事の最初であらう。たゞや、不思議に感せられることは梁書及び南史に齊の建元中（西紀四七九—四八二年）と梁の高祖武帝の時（西紀五〇二年以後）に倭國王武に將軍の號を與へたことになつて居るが、その時代から推定すると前の武の時代は雄略清寧兩帝の治世に相當し、後の武の時代は武烈繼體安閑宣化欽明五帝の治世に相當する。だから前の武は宋書の記載から見ると雄略天皇を意味したものと、やうであるが、後の武は梁書に「高祖即位、進武號征東將軍」とあるのであるから梁の高祖即位の初めのことで、武烈天皇を意味したものと見なければならぬのである。それから今一つ不思議なことは隋書及び北史に「自魏至子齊梁代、與中國相通、開皇二十年（西紀六〇〇年）倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩雞彌、遣使詣闕」、云々とある

事實であり、次いで「大業三年、其王多利思比孤、遣使朝貢」、云々といふ記事が出て居るのである。もしこの隋書及び北史の紀事に誤りなしとすれば、我が日本書紀の推古天皇十五年の條に始めて「秋七月戊申朔庚戌、大禮小野臣妹子、遣於大唐、以鞍作福利、爲通事」と所謂遣隋使の事實が記載せられて居る前に、同じく推古天皇の八年（西紀六〇〇年）にも一度使が派遣された譯である。而も是等の諸史が編纂せられたのは日本書紀の編纂が完成した、養老四年（西紀七二〇年）よりも、八十年乃至二百年前であるから、隋書や唐書^の經緯志藝文志には見えて居るが宋史藝文志には既に見えない、晋の武帝起居注すら引用することを忘れなかつた書紀の編纂者が、是等の記事を知らなかつた筈はない譯であり、知つて之れを採らなかつた所以は、是等の記事が書記編纂の主旨に反するものがあるが爲めと認めなければならぬのである。實に倭國王として支那の諸朝に入貢し、その封冊を受けたなどの事實は、我が國の面目上あるべからざることであり、隋書及び北史にかの有名な「日出處天子、致書日沒處天子、無恙、云々」といふ文句が明記せられて居る、大業三年、即ち推古十五年七月小野妹子の遣使を以て我が國使最初の派遣となすことが、如何に我が國民の自負心を満足せしむるやを思ふ時、書紀の編者が之れを採りかれを棄てたことは、書紀編纂の目的上もとより當然のことといはなければならぬのである。而も我が威力が全然韓半島の地より一掃せられてから約八十年、隋への遣使を以て遣於大唐といひ、或は至自大唐となし、隋と唐との混同すら意としなかつた、當時の我が對外思想が如何なるものであつたか、略之れを察することが出来るのである。

けれども書紀の編者がその編纂の主旨によりて取捨撰擇したものは、もとより支那方面の史料ばかり

ではなかつたに違ひない。たゞその如何なる記録が採られ、如何なる記録が棄てられたか、また書紀編纂の當時或はその以前に於て、如何なる記録が我が國に現存して居たか、古文書古記録には埋滅の厄甚だ多きが故に、前に掲げた支那史料の如く容易に之れを知ることが出来ないものである。漢書藝文志の記する所、隋唐の時その傳ふるもの果して幾何であつたか。況んや記紀によつて我が國史が確定せられた以後に於て、其他の史料にして餘命を維持し得べきものが果してあり得たであらうか。現に書紀に採擇せられて居る書冊即ち晋起居注、百濟記、百濟新撰、百濟本紀、帝王本紀、譜第、日本世記等の書冊すら一つも傳へられて居ないではないか。況んや記紀の編者が廢棄した記録の後世傳られないのは寧ろ當然であらう。而も單に傳ふる所なきが故といふだけの理由で他の凡ての事情を無視し、古代に於ける記録の存在を否定せんとするは早計たるを免れまい。津田氏は「ツクシ地方の経略は四世紀の前半で無くしてはならぬから比較的新しい事實であるに拘はらず、其の事蹟がまるで傳はつてゐないのを見ても、上代に關する史料の如何に乏しかつたか」推測せられる（記紀の新研究五三五頁）といつて居られるのであるが、予は寧ろ史料の多少に拘らず、その事蹟の全然傳へられないのが當然だらうと考へる。

予はなほ帝紀舊辭に對する氏の見解にも異論があり、帝紀はやはり支那歷朝の正史に見える帝紀と同一意味のもので、その完成されたものは即ち日本書紀であり、古事記はその序文に明記されて居る通りに、主として舊辭を撰録したもので、古事記序文の意味は「皇帝陛下は（中略）こゝに舊辭の誤り忤へるを惜み、先紀の謬り錯れるを正さんとて、まづ和銅四年九月十八日を以て臣安萬侶に詔して、稗田阿禮の誦む所の勅語の舊辭を撰録して以て献上せしむることとなり、安萬侶は謹んで詔旨に従ひ古事記

を撰んだといふのであり、ついで舍人親王を戴き撰録した帝紀が即ち日本書紀であらう。日本書紀の體裁がたゞ必ず各月の朔を記してゐる以外には、支那正史の帝紀そのまゝであることは明白な事實であり、従つて帝皇日繼と帝紀とが同一でないことは勿論である。また天智天皇の治世も天武天皇の治世も別に何等の相違もないといふ議論なども（記紀の新研究第四版補遺）例へば日清戰役或は日露戰役の前後に於ける兩時代を以て何の相違もないと論ずると同様で、たゞその外形に囚はれて時代の精神を無視した所謂議論の爲めの議論に過ぎないやうであり、或はまた氏は上代に於て我が國と新羅との間に密接の交渉がなかつたことを力説せられ、「未開人の海外交通が主として貿易の爲めに行はれ、従つて物資の豊かな文化の優越な方面に向ふといふことは必然の傾向であり、一般に行はれてゐる事實でもあるから、昔の倭人とても同様であつたに違いない」（同上）と斷言して居られるのであるが、ものには例外があり、殊に人事に於て甚しいのであるから、凡ての場合を通則を以て律する譯にも行くまいし、殊にこの場合に於ては魏志の東夷傳に辨辰の條ではあるが「國出鐵、韓、倭皆從取之、諸市買皆用鐵、如中國用錢、又以供給二郡」とある明文をも考慮すべき必要があらうかと思はれる。而も氏が全然之を引用されないのは何故であらうか。其他「もし我が國が四世紀の後半に對韓經路を開始した前に於いてイツモと新羅との直接交通があつたならば何故にそれが忽然として止み、さうしてそれがずつと後までも否殆ど今日までも復興せられずにあたであらうか。全く説明が出来なからう」（同上）といふ議論なども、古來出雲の地方に於て何等大勢力の存在が認められないといふ事實を證明した後ならば、或は「説明が出来なからう」と斷じて差支ないかとも思はれるが、一方に於て出雲の地に有力な土豪の存在したことを

認めながら(神代史の新研究九八一—一〇七頁、及び記紀の新研究三四一—三四三頁)他方に於て此の如き議論を敢てせらるることは無意味ではあるまいか。もとより特に新羅としたのは或は後世の事實に影響されたものであらうが、韓人との間に交渉があつたかも知れないといふことは、出雲の地に有力な土豪が存在したといふその事が即ちその理由となり得るのであり、それが忽然としてまた今日まで復興されないのは、その土豪が大和朝廷に征服せられ、日本の國家組織の中に編入せられた結果とも説明せられ得るではあるまいか。此の如き史上の事は餘りに理屈にのみ囚はれ過ぐれば却つて事實の真相を失ふこともあるもので、例へば葡船が偶然種子ヶ島に漂着した後、鹿兒島は一時外國貿易の中心地であつたが、その位置の上から理論上この地が外國貿易に適して居るとは思はれないのであり、而も一旦その事歇んでより殆ど今日までその復興を見ないではないか。かやうな普通の理屈に合はない史實は殆ど枚擧に遑なき所であり、現在目前の事實に於ても數多いことである。但予はこゝで韓半島と出雲との關係を主張せんとするのではなく、たゞ關係なしと斷ずることの早計なるを述べてなほ研究の餘地あることを主張するのみである。それから氏は「全體新羅遠征といふやうなことが若し行はれたとすれば、それは韓半島に何の根據もなく、或は何の因縁も無くして企てられる筈はない」(同書一一六頁)と論じ、「新羅に兵を出すには其の根據地として伽羅が味方になつて居なくつてはならぬ」(同上二三五頁)といはれるのであるが、これも理屈としては正に然るべきであらうけれども、事實上は必しも理論通りには參るまい。もとより何の因縁もなくして企てられることはあるまいが、何の根據もなくして行はれることはあり得るのである。例へば倭寇や秀吉の遠征、刀伊や蒙古の來寇の如きはそれであらう。伽羅に根據が

出來た以後「歴史的事實が明に判る時代の新羅に對する進軍路、もしくは我が軍と新羅との衝突地が何時でも今の梁山方面であつた」(同上二一六頁)からといつて、その以前も亦同様であつたとは斷せられまいではないか。氏はまた頗にその人名が對稱的であるからとか、美稱が冠せられて居るからとかいふ理由で、その人物の實在を疑はれるのであり、例へば「タケウチノスクネ」と「ウマシウチノスクネ」とは對稱せられて居り、「タケもウマシも美稱」であり「ウチが地名だとすれば此の二人の名に固有名詞と認むべき個人的特稱が含まれず、美稱を除けば二人とも同名になること、兄弟の争が例の多い話であること」などを理由として「それが實在の人物であるかどうか甚だ疑はしい」(同上第四版補遺)と斷せられるのであるが、名稱として美稱を選び、兄弟に對稱的の名稱を附することは、實際にもありふれたことであり、美雄と春雄の美と春とは美稱だからこれを除けば何れも雄で、二人とも同名となるから實在の人物であるかどうか疑はしいといふ論法は頗る危険なもの、様に感せられる。それから氏の「即ち海蛇説もまだ疑問であらうと思ふのであるが(同書四七四—四八一頁)たゞ古事記の神武天皇御歌にある「くぢらは鯨ではあるまい鴨のあみにかゝるのだから鳥の一種であらう」(神代史の新研究二五五頁)といつて居られるのは同感で、日本書紀仁德天皇四十三年の條に依網屯倉阿弭古が網を張り異鳥を捕へ天皇に獻じ、天皇が酒君に何の鳥なるかを問はれた時、酒君の對へとして「百濟俗號此鳥曰俱知」とあり、「是今時鷹也」と註記されてゐる。かの神武帝御歌の「くぢらは或はこの俱知を意味するものではないか。もしさうとすればそれが百濟語といふ點に於て御歌の時代も察せられる譯で、殊に面白く感ずるのである。なほ我が國古代宗教の問題や、我が國上代の夫勢や、或は神代に對する根本的觀念な

ど、多くの諸問題に就いても多少の疑問を有するのであるが、是等は凡べて省略に附することとして、最後に一言して置きたいのは「記紀の新研究」の續編とも稱すべき、滿鮮地理歴史研究報告所載の「百濟に關する日本書紀の記載」と題する一編に就いてある。

まづ氏は最初に神功紀四十六年から五十二年までの記事に就いて、「全然信用の出來ないものであるか、或は其の中に何程かの事實が存在するものであるかといふ問題が生ずるが、それに答へるには此の記事の出所が何にあるかを考へる必要がある」となし、その第一に注意すべき點として「四十六年の記事に申子年といふ干支の出でゐること」を挙げ、「これは書紀に於いて日本だけの事件を記す場合には殆ど例が無いが、引用してある百濟の記録には屢現はれてゐる」(同書七頁)と斷じ、「百濟に於いては干支を以て年を紀する慣例であつたらしい」(同書八頁)となし、以てこの記事が百濟の記録に基いたものであるといふ第一の證據として居られるのであるが、予の見所では書紀に於いて日本だけの事件を記す場合でも、干支を以て年を記すことは、殆ど例がないといふに譯は行かないやうで、予がたゞ一見した所でも神武天皇紀に乙卯年、戊午年、辛酉年とあり、天智天皇紀五年の條に癸亥年とあり、天武天皇紀全體に亘りて壬申年と記せるもの約十六箇所、また乙酉年と記せるもの朱鳥元年の條に一箇所あり、持統天皇紀にも元年の條に乙酉年とあり、七年の條に壬申年と記せるもの二箇所に及んで居り、全部で二十四箇所に上つて居る。たゞ大急ぎで一見しただけであるから、或は見落したものがあつても可いかもしれないが、これより少いことは斷じてないのである。もとより書紀全體に對して二十四であるから多い方ではあるまいが、さりとて「日本だけの事件を記す場合には殆ど例がない」とはいはれまい。たゞその割合

に少いのは書紀の記載法が全く支那正史の帝紀に倣ひ、數字紀年を以て本體とし、特別の場合でなければ干支紀年を用ひて居ない爲めである。所が他方に於て百濟その他の外國に關する書紀本文の記事の内、干支紀年を有するものは前に津田氏が擧げられた神功紀四十六年の條下で甲子年なる記事一つだけに過ぎないのである。而もこの一つの記事を好都合に利用せんが爲めに、他の二十四の記事を無視せらるゝは何故であらうか。またその引用文の中でも百濟關係のもので干支紀年の記されて居る記録は、氏が指摘された神功紀六十二年及び雄略紀二十年の條下なる百濟記に各一つ、雄略紀五年の條なる百濟新撰、及び繼體紀二十五年の條なる百濟本記に各一つ見える外にも、雄略紀二年の條下なる百濟新撰に己巳年なる紀年が見えてゐるのであるが、同時に日本の記録からの引用文中でも垂仁紀二年の註に一つ、孝德紀白雉五年の註に二つ、齊明紀四年五年六年及び七年の註に六つ、天智紀七年の註に一つ合計十箇所に上つて居る。全體干支で年を記すことは我が國で早くから行はれた風習であつたやうで、例へば今日殘存の金石器物銘文中法隆寺藥師佛造佛記には「池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年」とあり、この記事の書かれたのは推古天皇の十五年（歲次丁卯、書紀編纂完成より約百二十三年前）であらうから、既に少なくとも推古朝の頃から干支紀年法の行はれてゐたことは疑ふべからざるところである。その起源は恐らくは古く溯るものであらうと考へる。もし我が國の記録に於て他に干支紀年の例がなく、たゞ書紀の本文にだけ稀れにそれが見えて居り、かつ百濟關係の引用文に特にそれが記されてゐるといふ場合であれば、或は書紀の記載が百濟の記録によつて影響せられたのではないかといふ疑念を惹き起すべき理由の一として擧げられ得るかとも思はれるが、其他の引用文中にも同じく干支

紀年があり、また書紀以外にも我が國に干支紀年の實行せられ居た例證少からざる以上は、會、百濟に關する書紀の本文中に甲子年なる紀年があり、同時に百濟關係の引用文中にもまた干支紀年が見えたからといつて、必しもその間に特種の關係あることを豫想する譯には行かないではないか。

それから神功紀のかの記事が百濟の記録から出たといふ第二第三の證として「この本文に日本のことを貴國と書いてあるが、これも神功紀六十二年應神紀八年同二十五年等に百濟記の文として載せてあるところに用ゐてある語である」といひ、また「四十九年の條に木羅斤資といふ名が出てゐるが、これは六十二年及び應神紀二十五年の條に引かれた百濟紀に見えるのである」(同書八頁)といふ二點を擧げて居られるのである。然し第三の點はまづ書紀の本文が百濟の記録から出たといふ事實が確められた上で、その傍證として見らるべきものであり、神功紀の記事が百濟の記録から出たことの證としては力あるものとも思へないのであるが、第二の點に就いては多少注意すべき要があると考へる。

全體百濟關係の記録で日本書紀に引用註記せられて居るものは百濟記、百濟新撰及び百濟本記の三種であるが、不思議なことには時代の相違によつてその引用書が違つて居るのである。即ち百濟記は神功紀六十二年の條と應神紀八年同二十五年の各條と雄略紀二十年の條と四箇所に、百濟新撰は雄略紀二年同五年及び武烈紀四年の三箇所に、また百濟本記は繼體紀で四箇所、欽明紀で十四箇所に亘り引用註記せられてゐるのである。かつその引用文を見るとその内容に於ても各特色があり、百濟紀では我が國のことをば貴國といひまた大倭、天朝、天皇などと記し、その文體は全く臣僕の君王に對するが如き書き方となつて居り、百濟新撰も略これと同様で、やはり大倭及び倭と記し、また我が聖上を天皇といつ

てゐるが、貴國及び天朝と書いた例は見られない。所が百濟本記（欽明紀二年の條にたゞ一箇所だけ百濟本記と記してある所があるが、他の十七箇所は皆本記となつてゐる。だから欽明紀に紀とあるのは傳寫の誤りであらう）はその引用箇所の數は割合に多いけれども、大部分たゞ人名に關する簡單な註記であり、多少の文章をなして居るものは七箇所に過ぎないのであるが、それによつて見ると我が國のことをばいつも日本と記し、我が聖上をば日本天皇と書し、その文體も特に我が國に對して敬意を表せるが如き箇所は認められないのである。また紀年の方法なども百濟紀と百濟新撰とは何れも壬午年（神功紀六十二年百濟記）とか、己巳年（雄略紀二年百濟新撰）とかいふやうに、我が國でも普通に行はれた干支紀年となつて居るのであるが、百濟本記の方は繼體紀二十五年の條に見えるやうに、「大歲辛亥三月」となつてゐるが、その日が欽明紀十一年の條に見えるやうに、三月十二日辛酉とか、四月一日庚辰とか、數字と干支と併記の體裁となつて居る所を見ると、その紀年法も例へば「二十五年大歲辛亥」とか、「二十五年歲次辛亥」とかいふやうな、數字と干支と併用の書き方となつてゐた場合もあつたのではあるまいか。尤も日附の方も欽明紀六年の條には十二月甲午とあり、同七年の條にも正月丙午とあり、たゞ干支だけの日附けとなつて居る場合もあるのであるから、必ずしも一定した書き方ではなかつたかと思はれるし、日本書紀の中でもその日附は干支で書くのが常例ではあるけれども、稀には例へば推古紀十四年の條に四月八日、七月十四日とあり、同十九年二十年及び二十二年の條に夏五月五日とあり、同二十九年の條に二月五日とあるやうに數字を以て記した例外もあるのであるから、零碎な斷片によつて一概に決する譯にはまゐるまいが、兎に角是等は日本書紀の體裁とは違つて居る。日本書紀では前に掲

げた特種の場合以外は紀年法は皆數字紀年で、日附は或る月の日を始めて記す時には例へば「五月戊辰朔乙亥」といふやうに必ずその月の朔を記し、其他の場合にはたゞその日の干支だけが書かれてゐるのである。この數字紀年は支那正史の帝紀及び左傳の書き方を學んだのであらうが、日附を記すのに必ず朔を記すといふことは、左傳にも帝紀にも見ない所で、書紀特有のやうに思はれる。尤も朔を重んずるといふその思想は、恐らく左傳の影響ではないかと考へられるのであり、諸處に「不告朔」といふ記事も見えて居る。また書紀が多少左傳の影響を受けて居ることは例へば繼體紀二十三年の條に「以小事大天之道也」といふ文句が出て居たり、或は各天皇の即位元年の最後に（天武紀だけは即位二年の最後）必ず例へば「是年也太歲丙寅」といつたやうな太歲の記事が書いてあることなどからも察せられやう。但即位元年の最後に必ず太歲の位置を記すといふ體裁も書紀特有で他にその例を見ないやうである。是等の事實によつても書紀が主として支那正史の帝紀の體裁に倣ひ、同時に多少左傳の影響を受けながらも、また自らその特有の體裁をなして居ることが認められると共に、百濟の記録とは違つて居たことが察せられるのである。我が國でも普通一般には前に擧げた例や、またかの大安寺流記資財帳などにも見えるやうに「前岡本宮御宇天皇以庚子年」（舒明天皇十二年）とか、「飛鳥淨御原宮御宇天皇歲次癸酉」（天武天皇二年）とか「飛鳥淨御原宮御宇天皇甲午年」（持統天皇八年）など干支紀年となつて居るが、日本書紀の出來た元正天皇の御宇から以後の同資財帳記事には「平城宮御宇天皇以養老二年歲次壬戌」といふやうに數字と干支と併記せられて居る。たゞ前に擧げた伊豫國風土記の湯岡の碑によると、推古天皇の御宇に於て既に數字干支併用の紀年法が用ひられたやうにも思はれる。

そこで是等の百濟の記録は全體どういふ性質のものであるかといふ疑問が生ずるのであるが、津田氏は「百濟の史籍に施された日本修史家の潤色」と題する章で、滿鮮地理歴史研究報告第八の三三頁から五〇頁に亘り日本の修史家は單に百濟の記録を採録し、また引用註記したばかりでなく、その引用した百濟の記録の本文までも捏造したものであるといふ主意を詳論して居られるのであるが、これも少しく無理な議論のやうに思はれる。氏はまづその理由として最初に

神功記六十四年の條に引いてある百濟記に、日本のことを貴國とも大倭とも書き、また天皇といふ御稱號が使つてある。百濟人が百濟の記録に日本を貴國と書くことは無い筈であつて、それは前に述べたやうな百濟の日本に對する態度からも推測せられるのみならず、應神紀八年及び雄略紀五年の條の註にある百濟記、もしくは百濟新撰に「脩先王之好」とある筆法と矛盾することからも明である。

大倭の大の字を百濟で書くのも怪しい。百濟が日本のことを倭と呼んでゐたことはそれが好太王の碑文に見えるやうに半島人一般の慣例であることから、百濟に導かれ、又たそれと共に支那の南朝に交通して居た日本が、みづから倭と稱してゐたことから知られるが、直接の證據としては武烈紀四年の條に引いてある百濟新撰に「混支向倭時」とあるので明である。だから百濟人が自國の史籍に大倭と書くべき筈は無い。又た天皇の御稱號は推古朝ごろからそろ／＼用ゐられたのであるから、古いところにそれがある筈は無く、後世とても百濟人がそれを用ゐたことは疑はしい。だからこれは日本の修史家の潤色と見なければならぬ。さすれば同じく貴國天皇とある應神紀三年の條の記事並に貴國といひ天朝といふ文字の用ゐてある同紀八年及び二十五年の條の註もやはり同様に見な

ければならぬ。

と論じて居られるのであるが、その問題となつた貴國大倭及び天皇といふ文句が見えてゐる神功紀六十二年應神紀八年同二十五年雄略紀二年、同五年及び武烈紀四年の各條に註紀された百濟記及び百濟新撰の文を見るに、まづ國として日本を意味する場合には必ず貴國と記して居り、大倭といふ文句は日本國を意味するものでなく、天皇の御住地たる大和を意味したものと見なければならぬやうに思はれる。といふのは大倭の文字が見えるのは神功紀六十二年引用の百濟記と雄略紀五年引用の百濟新撰だけであるが、神功紀二年の方には

壬午年、新羅不奉貴國、貴國遣沙至比跪、令討之、新羅人莊飭美女二人、迎誘於津、沙至比跪受其美女、反伐加羅國、(中紀)加羅國王妹既殿至、向大倭啓云、天皇遣沙至比跪、以討新羅、而納新羅美女、捨而不討、反滅我國、兄弟人民皆爲流沈、不任憂思、故以來啓、

とあり、雄略紀五年の方には

辛丑年蓋鹵王、遣弟琨支君、向大倭侍天皇、以脩先王之好也、

と見えてゐる。なほ貴國といふ方の用例を見ると應神紀八年所引の百濟紀には

阿花王立、无禮於貴國、故奪我枕彌多禮、及峴南、支侵、谷那、東韓之地、是以遣王子直支干天朝、以脩先王之好也、

とあり、また應神紀二十五年所引の百濟紀には

木滿致者、是木羅斤資、討新羅時、娶其國婦而所生也、以其父功、專於任那、來入我國、往還貴

國、承制天朝、執成國政、權重當世、然天皇（一本作天朝）聞其暴召之、

と見えてゐる。以上四つの場合以外には書紀所引の百濟記録中大倭及び貴國に就いての用例を見ないのである。今この四例を比較考察するに、日本國の意味を表す場合には常に貴國なる語を用ひて居り、大和朝廷或はその朝廷所在地或は聖上を意味する場合に於て天朝大倭天皇の語を用ひて居ることは文章上明瞭のことではあるまいか。要するに天朝と大倭とは略同一の意味を表はすために使用されたもので、天朝の語が特に應神天皇の場合にのみ使用されて居り、神功紀及び雄略紀の場合には大倭の文字が用ひられてゐるのを見ても、またその意味合を察することが出来るやうで、神功皇后は大和國磐余稚櫻宮に、雄略天皇は同じく大和國泊瀬朝倉宮に宮居し給へるに對し、應神天皇が主として攝津國難波大隅宮に宮居し給うたといふ傳へに相應するものではなからうか。かつ我が國に於ける用例を見るに日本書紀に於ては我が國家を意味する場合には常に日本或は大日本と記し、古事記に倭或は大倭と書いてある場合なども、皆これを日本或は大日本の文字に改めて居るのである。例へば古事記に神倭伊波禮毘古命とあるのを書紀では神日本磐余彦天皇と改め、記に大倭根子日子賦斗邇命とあるのを紀には大日本根子彦太瓊天皇と改めたるの類である。たゞ應神紀二十五年の條に「大倭木滿致」とあるは殆ど唯一の例外ではないかと思はれるが、田中本などには大倭の文字はないさうであるから、或は後世の竄入であらう。また例へば欽明紀十五年十二月の條などに「諸倭臣等」といふ文句が見えて居るのは、百濟王の上表文をそのまま載せた爲めで、其他にも之れに類した例外はもとよりあり得ることである。それから所謂畿内の大和國を意味する場合には書紀では必ず倭國と書いて居る。その例は無數であるが、た

だ一つだけを擧ぐれば、例へば推古天皇十五年の條に「是歲冬於倭國、作高市池、藤原池、肩岡池、菅原池、山背國掘大溝於栗隈、且河内國作戶蒔池依網池」とあるの類である。古事記には日本の文字は全く見えず、日本國を意味する時も倭或は大倭の文字を用ひ、大和國を意味する時も倭の文字を用ひて居る。それから外國に於ては女王國のことを倭國と呼び、同時に女王國の統括地全體も亦倭國と呼んで居り、大和朝廷でも之れを襲用した位であるから、韓半島の諸國でも勿論日本國のことも大和國のことも共に倭國と呼んで居たこと、思はれる。

そこでもし日本書紀の編者が津田氏のいはれるやうに、百濟記及び百濟新撰の日本國を意味する語をば(恐らくその場合は倭であらうと思はれるが)改めたとしたならば、大倭と改むべきではなく必ず日本或は大日本と改めた筈である。もしまた大和の意味で倭と書いてあつたとすれば、日本書紀の編者は敢らくこれを改むることはなかつたらう。何故ならば編者自ら常に大和を意味するものとして倭なる文字を使用し居るからである。かの武烈紀四年の條に註記されたる百濟新撰の文に「混支向倭時至筑紫嶋生斯麻王云々」とあるなどはその適例で、向は前の場合と同く後漢書などにもその用例があるやうに趣の意であらうから、筑紫嶋は倭の中に入れてないのを見ると、この倭もやはり大和の意味であらう。而も何等改むる所なくしてそのまゝとなつて居る。津田氏は「改訂すべくして改訂せられず編者の注意を逸した文字が原文のまゝ、残つてゐる場合の一」として之れを指摘して居られるのであるけれども、予は寧ろ書紀の編者は前の大倭の文字と共にこれを改訂するの必要を認めなかつたので、そのまゝに残したこと、考へる。數多い場合であれば中には編者の注意を逸するといふことも起り得るのであらうが、

僅に三つの引用文の中で特にこれを改訂せんとする場合に、一つを逸して他の二つだけを改めたとはまづ考へ難いことではあるまいか。同様に「脩先王之好」といふ文句なども、前に擧げた雄略紀五年所引の百濟新撰と應神紀八年所引の百濟紀と僅に二箇所だけに用ひられて居る文句であり、而もその引用文の最後をなして居るのであるから、もし大倭だの天皇だの貴國だの天朝だのいふ文字を改訂したほど注意深い編者であつたならば、それと矛盾するこの文句をそのままに逸し去るべき筈はなからうと考へる。かつ「脩先王之好」といふ句がそれ程前文と矛盾する意味合の言葉とも思へない。また欽明紀十五年十二月の條の本文に「諸倭臣等」といふ文句が見えるのも、やはり編者が妄に改訂を取てしなかつた實例として認むべきではあるまいか。なほ我が聖上のことを天皇と書いて居るといふことも、日本書紀の本文や伊吉連博徳の書（齊明紀五年及び六年の本文及び分註）などに唐のことを大唐と書き、唐の皇帝を天子と記して居るのを見ると、我が國に屈從して居た時代の百濟人が我が聖上を天皇と書いたからといつて、必ずしも不思議なこととは申されまい。またよし天皇の御稱號が氏の説に従つて推古朝以後に起つたものとするも（これにはなほ多少の疑問があるが）百濟記にせよ、百濟新撰にせよ、推古以後の編纂物であるとすれば、必ずしも百濟人によつて用ひられないと斷する譯にもまゐるまい。

けれども我が國のことを貴國と記して居る一事は、百濟記などに據つたらしい特種のもの以外、本文では必ず日本と書いて居る書記の編者が、之れを書き改めたものとしても變であるし、我が國を倭國と呼んで居た筈の百濟人が百濟に於いて之れを書いたとしても妙に感ぜられるし、而もそれが百濟記に限つたことで、百濟新撰にも百濟本記にも全く見えないといふのは餘程怪しいことである。そこで或はか

の齊明紀及び天智紀に引用註紀してある高麗僧道顯の日本世記と同様に、百濟の人で我が國に居たものが多少の百濟史料に基いてかの三書を作成したものであるまいかといふ疑念をすら生ずるに至つたのである。津田氏は「日本のことを貴國と改めたり、大倭と變へたり、又は日本としたり、書き方が區々になつてゐるのは、幾人かの手で改訂が行はれた、めに統一が失はれたのであらう」(同書四九―五〇頁)といつて居らるゝが、もしさうとすれば前にその本文を掲げたやうに、例へば神功紀六十二年所引の百濟記など、同一文章中に貴國と大倭とが相續いて記載せられてゐるのであるから、同じ文章中何れも同じく倭國と記載されてあつたものを、二人の手で二度に一を貴國一を大倭と改訂したものとしてみなければならぬ譯で、餘程無理な苦しい解釋となるのである。けれども予が前に述べたやうに貴國と大倭とは別の意味を表はす語として考へ、かつ日本に歸化せる百濟人がその傳來せる百濟史料により、日本に於て著作したものと考へ、而も三種各違つた人の手で、或は更に時代を異にして著作されたものとして考へたならば如何であらうか。

そこで更にその註記の本文に就いて見るに、百濟記と百濟新撰とは略、類似した筆法となつて居り、「不_レ奉_ニ貴國_一」とか、「无_レ禮_ニ於貴國_一」とか、「遣_ニ王子直支子天朝_一」とか、「往_ニ還貴國_一承_ニ制天朝_一」とか、「(以上百濟記)向_ニ大倭_一侍_ニ天皇_一」とか、「貢_ニ進天皇_一」とか、(以上百濟新撰)我が國に對して頗る敬意を表せる書き方であり、單に貴國だの天皇だの天朝だのといふ單語をば倭國とか倭王とか倭廷とかいふ單語に代へただけでは意味をなさない形となつて居り、もし原文を改めたとすればその語句全部を改作しなければならぬ文體をなして居るのであるが、前に述べたやうにその改作は書紀の編者がやつた

らしくないのであるから、もし他の人がそれほど根本的の改作を敢てしたとしたならば、それはもはや百濟史料によるその人の著作といつても差支ない譯ではあるまいか。所が百濟本記の方は我が國を呼ぶ名稱も書紀と同じく日本となつて居り、その文體も前二者とは大分違つて居るので、たゞ日本とか天皇とかいふ單語を倭國とか倭王とかいふ單語に代へただけでも、必ずしも意味をなさないほどのものではないやうである。けれども例へば繼體紀二十五年所引の「又聞、日本天皇及太子皇子、俱崩薨」といふ語句などは、單語を代へただけではやゝ變に思はれるし、また欽明紀五年所引の「以安羅爲父、以日本府爲本也」といふ語句の如き、日本府なる語を倭のミヤケと代へただけでは、成句の上から變であらうかと思はれるのであり、かつこの場合などは日本書紀の本文には「夫任那者、以安羅爲兄、唯從其意、安羅人者、以日本府爲父、唯從其意」とあり、その異説として百濟本記のかの文を引用して居るのであるから、書紀の編者がまづ百濟本記の原文を註記のやうに改訂し、それから更にその改訂した註記と違つた書紀の本文を作り、而もその異説として自ら改訂した百濟本記の文を引用したとは、少しく考へ難いことであり、従つて百濟本記も亦書紀の編者が改訂を加へたものとは思はれない。なほ欽明紀六年所引の百濟本記には高麗國といふ語があり、同七年所引の本記にも高麗の文字が出て居るのであるが、元來高麗といふ語は我が國だけ高句麗を略稱した用法で、支那でも半島でもかやうな略稱を用ひた例を見ないのであり、従つて百濟でも高句麗或は狗と呼んだらしいのであるから、高麗といふ語はかの日本及び日本府といふ語と共に、日本の地に於て使用せらるべきであり、百濟に於ける百濟人がかやうな語句を用ひたとも思はれない。だから予はこれもやはり日本の國號が拗められたらしい推

古天皇以後で、前二者の著作時代よりも後れた他の時代に於て、日本に於ける百濟人の手で編著されたものではあるまいかとの疑ひを有するのである。而も日本書紀編纂の時代は百濟國滅亡後既に六十年を経過して居るのであるから、かの高麗沙門道顯が百濟の滅亡後八年にして滅亡した、高句麗國の遺民として我が國に來り、日本世記を著作したのと同様に、當時百濟の遺民にして百濟史を著作したものもまたあり得べきことではあるまいか。

全體書紀の編者は外國の史料には餘り重きを置かなかつたやうで、支那史料にしても女王國の女王を以て神功皇后に比定せんが爲めに、魏志及び晋武帝起居註を引用した以外には晋書以下皆これを棄て、採らないのであるが、なほ新羅方面や高句麗方面からも多少の史料は得ることが出來たらうと思はるにも拘らず、何等これを採擇した形跡が認められないのであり、古い所は兎に角として例へば齊明天皇より天智天皇の治世にかけて起つた百濟國滅亡の事變に關しても註記として引用せられ居るものは伊吉連博德書と高麗沙門道顯著日本世記との二つに過ぎないのであり、更に唐及び新羅方面の史料を採集した模様は見えないのである。或は當時の人心では外國の史料によるを以て恥辱と考へたのかとも思はれる。されば前の百濟記、百濟新撰、百濟本記の三書にしてもこれが日本の地で作られたものであるが爲めに、特に之れを採擇したのではないかとすら疑はれるのである。かつその採擇の方法もたゞ或る書によつて或る時代を補ひ、他の書によつて他の時代を補ふといふやりかたのやうで、その採擇の標準は書紀編纂の主旨目的に適應するや否やの點にあつたらしいのである。

なほ枝葉の點に關しては多少論すべき箇所も認められないではないが、要するに神功紀より欽明紀二

十二年に亘る日本書紀の百濟關係記事が大部分百濟史料に據つたものであらうといふ點に於ては以上論じたやうに所謂百濟史料の意義を更むれば、予も亦大體上津田氏の論旨に賛同せんとするものである。けれども「恐らく欽明紀以前の部分は既に書紀編纂の當時に於て百濟史料以外殆ど何等の史料もなかつたらしい」といふ津田氏の結論(三田史學研
究會講演)にはなほ考ふべき餘地が存することを疑ふのである。兎に角も書紀が自ら擧げて居る諸書に就いて見るも、一本、別本、或本等の名稱にて引用せる以外に、舊本、日本舊記、譜弟、帝王本紀、古語、日本世記、伊吉連博德書などがあり、また所謂帝紀舊辭の古くより存せしことは古事記序により明かで、津田氏も亦之れを認められる所であり、かつ百濟王などより日本の朝廷に奉呈した上表文などは、書紀編纂の當時は既にその國滅亡後六十年を経過した百濟などよりも、日本の朝廷の方により多く殘存してゐた筈であり、また氏が雄略紀二十一年の條に「日本舊記に見えるといふ異説を擧げてそれを誤としてゐるのは本文が日本の史料で無いものによつて書かれたことを示すものであらう」(同書二九頁)といつて居られるのは宜しとするも、同時にその事實がまた日本の史料の存在して居たことをも示して居るのであり、たとひ百濟關係のこと、雖も、所謂百濟記事以外には全然何等の史料も存しなかつたと斷ずるのは早計たるを免れまい。而も最も重大なるべき我が國海外發展の事情が甚だ不明であり、殆ど神功紀全部が後世の構想なるかに思はれるばかりでなく、好太王碑文等によつて傳へられる我が國の半島に於ける眞の事業、即ち應神天皇時代の活躍と、仁徳天皇時代以後の失敗とが、殆ど傳へられない所以は何故であらうか。予の考ふる所では古代に於ける我が國の海外發展は實に我が大和朝廷の九州北部征服に始まるものであるから、海外發展の真相を明かにせん

が爲めには、まづその九州北部征服の事情を明かにしなければならぬのであるが、これは我が國の欲せざる所であつたらうから、古事記書紀の編纂時代に於ては、その史料多くは既に堙滅に歸し、たとひ多少の史料が残存して居たとしても、九州北部征服の真相を明かにせんとするが如きは、到底不可能の事情にあつたこと、思はれるので、たゞその面影が古事記書紀の神話説話と海外史料によつておぼろげに傳へられたに過ぎないのであらう。仁徳天皇以後の海外事情が不明なのは他にももとより重大な原因はあらうが、一つにはまたそれが失敗の歴史であるためではなからうか。

以上は予が津田氏の著書を読んで感した概要であるが、更にその全體に亘る印象を一言すれば、概して餘りに理智に囚はれ過ぎ、自己の理智を規範として、その理論を一貫せしめんとする傾向の強烈なることである。これ蓋し近時流行の所謂科學的研究の一弊であつて、動物以外の自然物を研究する場合ならば、理智のみに依頼するも大なる過誤はないかも知れないが、(それすら餘りに自己の理智のみに依頼することの危険なるは明白であるが)人は理智の動物であると同時に、情意の動物である以上は、主として理智のみに依頼することの危険なるはいふまでもないことであらう。がこれは予自身また常に陥りつゝある過誤であり、自ら他に強ゆべき資格はもとより有しないのである。

要するに以上述べた所は會津津田氏の高見に對し予の卑見の異なる點を開陳したに過ぎないのであつて、之れによつて氏の高著の價值が何等損益するものにあらざることを信ずると共に、氏の高著によりて自ら啓發する所少からざりしを謝し、併せて批評の價值たもなき無數の雜書の間にて、確に一頭地を抜ける良著として推獎するを辭せないのである。

別 表 第 一

代數	天皇御名	聖 壽		在位年數		期 誌	御 紀 年		西 推 代 註 年 代	西 紀 書 紀 年 代	推 定 在 位 年 數
		記	紀	記	紀		紀	紀			
1	神 武	137	127 ⁽¹²⁷⁾	—	76	—	丙子三月甲午朔甲辰	—	—	B.C. 585	—
2	綏 靖	45	84 ⁽⁸⁴⁾	—	33	—	壬子五月癸酉	—	—	B.C. 549	—
3	安 寧	49	57 ⁽⁶⁷⁾	—	38	—	庚寅十二月庚戌朔乙卯	—	—	B.C. 511	—
4	懿 德	45	— ⁽⁷⁷⁾	—	34	—	甲子九月甲子朔辛未	—	—	B.C. 477	—
5	孝 昭	93	— ⁽¹¹⁴⁾	—	83	—	戊子八月丁巳朔辛酉	—	—	B.C. 393	—
6	孝 安	123	— ⁽¹³⁷⁾	—	102	—	庚午正月戊戌朔丙午	—	—	B.C. 291	—
7	孝 靈	106	— ⁽¹²⁸⁾	—	76	—	丙戌二月丙午朔癸丑	—	—	B.C. 215	—
8	孝 元	57	— ⁽¹¹⁶⁾	—	57	—	癸未九月壬申朔癸酉	—	—	B.C. 158	—
9	開 化	63	— ⁽¹¹¹⁾	—	60	—	癸未四月丙辰朔甲子	—	—	B.C. 98	—
10	崇 神	168	120 ⁽¹¹⁹⁾	—	68	戊寅十二月	辛卯十二月戊申朔壬子	—	318	B.C. 30	—
11	垂 仁	153	140 ⁽¹³⁹⁾	—	99	—	庚午七月戊申朔	—	—	70	—
12	景 行	137	106 ⁽¹⁴³⁾	—	60	—	庚午十一月乙酉朔辛卯	—	—	130	—
13	成 務	95	107 ⁽⁹⁸⁾	—	60	乙卯三月十五日	庚午六月己巳朔己卯	—	355	190	—

14	仲哀	52	52	—	9	壬戌六月十一日	庚辰二月癸卯朔丁未	369	200	7
15	應神	130	110 <small>(神功69)</small>	—	41	甲子九月九日	庚午二月甲午朔戊申	394	310	32
16	仁德	83	—	—	87	丁卯八月十五日	己亥正月戊子戊癸卯	427	399	33
17	履仲	94	—	—	6	壬申正月三日	乙巳十月己酉朔壬子	432	405	5
18	反正	90	—	—	5	丁丑七月	辛亥正月甲申朔丙午	437	411	5
19	允恭	78	81	—	42	甲午正月十五日	癸巳正月乙亥朔戊子	454	453	17
20	安康	56	—	—	3	—	丙申八月甲申朔壬辰	—	456	—
21	雄略	124	—	—	23	己巳八月九日	己未八月庚午朔丙子	489	479	—
22	清寧	—	—	—	5	—	甲子正月甲戌己丑	—	484	—
23	顯宗	38	—	8	3	—	丁卯二月丁巳朔	—	487	—
24	仁賢	—	—	—	11	—	戊寅八月庚戌朔丁巳	—	498	—
25	武烈	—	—	8	8	—	丙戌十二月壬辰朔己亥	—	506	—
26	繼體	43	82 <small>(82)</small>	—	25	丁未四月九日	辛亥二月丁未	527	531	—
27	安閑	—	70	—	2	乙卯三月十三日	乙卯十二月癸酉朔己丑	535	535	8
28	宣化	—	73	—	4	—	己未二月乙酉朔甲午	—	539	—
29	欽明	—	—	—	32	—	辛卯四月戊寅朔壬辰	—	571	—
30	敏達	—	—	14	14	甲辰四月六日	乙巳八月乙酉朔己亥	584	585	—

「古事記及び日本書紀の新研究」を讀む (橋本)

31	用明	—	3	2	丁未四月十五日	丁未四月乙巳朔癸丑	587	587	3	
32	崇峻	—	4	5	壬子十一月十三日	壬子十月癸酉朔壬午	592	592	5	
33	推古	—	75	37	36	戊子三月十五日癸丑	戊子三月丁未朔癸丑	628	628	36

別表 第二

天皇御名	立太子	即位	崩御	推定	書紀記載
神武	四十五歲(甲寅)	(五十二歲) 即位元年(辛酉)	七十六年(丙子)崩	百二十七歲	百二十七歲
綏靖	四十八歲(丙子)	(五十二歲) 即位元年(庚辰)	三十三年(壬子)崩	八十四歲	八十四歲
安寧	二十一歲(甲辰) 一本作十一歲(合)	(三十歲) 即位元年(癸丑)	三十八年(庚寅)崩	六十七歲	五十七歲
懿德	十六歲(癸亥)	(四十四歲) 即位元年(辛卯)	三十四年(甲子)崩	七十七歲	無
孝昭	十八歲(壬子)	(三十二歲) 即位元年(丙寅)	八十三年(戊子)崩	百十四歲	無
孝安	二十歲(癸酉)	(三十六歲) 即位元年(己丑)	百二年(庚午)崩	百三十七歲	無
孝靈	二十六歲(甲辰)	(五十三歲) 即位元年(辛未)	七十六年(丙戌)崩	百二十八歲	無
孝元	十九歲(丙午)	(六十歲) 即位元年(丁亥)	五十七年(癸未)崩	百十六歲	無
開化	十六歲(戊申)	(五十二歲) 即位元年(甲申)	六十年(癸未)崩	百十一歲	無
崇神	十九歲(辛亥)	(五十二歲) 即位元年(甲申)	六十八年(辛卯)崩	百十九歲	一本百十五

垂仁	二十歲(崇神紀)(四十八年辛未)二十四歲(垂仁紀)(五十二年乙亥)	(四十一歲) 即位元年(壬辰)	九十九年(庚午)崩	百三十九歲	百四十歲
景行	無(一本云廿二歲)(戊辰)	(據一本八十四歲) 即位元年(辛未)	六十年(庚午)崩	據一本百四十三歲	百六歲
成務	(景行紀五十一年辛酉) (成務紀四十六年丙辰) 廿四歲	(據成務紀三十九歲) 即位元年(辛未)	六十年(庚午)崩	據成務紀九十八歲	百七歲
仲哀	三十一歲(據仲哀紀註) (戊午)	(據註紀四十五歲) 即位元年(壬申)	九十年(庚辰)崩	據註紀五十三歲	五十二歲
應神	一歲(庚辰)	(七十一歲) 即位元年(庚寅)	四十一年(庚午)崩	百十一歲	百十歲
仁德		(不明) 即位元年(癸酉)	八十七年(己亥)崩	不明	無
履中	(據履中紀註十五歲) (癸卯)	(據註紀七十二歲) 即位元年(庚子)	六年(乙巳)崩	七十七歲	據註紀七十歲
反正	不明	(不明) 即位元年(丙午)	五年(辛亥)崩	不明	無
允恭		(不明) 即位元年(壬子)	四十二年(癸巳)崩	不明	八十一歲一本云六十八歲
安康		(不明) 即位元年(甲午)	三年(丙申)崩	不明	無
雄略		(不明) 即位元年(丁酉)	二十三年(己未)崩	不明	無
清寧	不明	(不明) 即位元年(庚申)	五年(甲子)崩	不明	年若干
顯宗		(不明) 即位元年(乙丑)	三年(丁卯)崩	不明	無
仁賢	不明	(不明) 即位元年(戊辰)	十一年(戊寅)崩	不明	無
武烈	不明	(不明) 即位元年(己卯)	八年(丙戌)崩	不明	無
繼體	五十七歲(丙戌)	(五十八歲) 即位元年(丁亥)	二十五年(辛亥)崩	八十二歲	八十二歲
安閑	不明	(不明) 即位元年(甲寅)	二年(乙卯)崩	不明	七十歲

「古事記及び日本書紀の新研究」を讀む (橋本)

推古	崇峻	用明	敏達	欽明	宣化
			不		
			明		

(不明) 即位元年(丙辰)
 (不明) 即位元年(庚申)
 (不明) 即位元年(壬辰)
 (不明) 即位元年(丙午)
 (不明) 即位元年(戊申)
 (四十歲) 即位元年(癸丑)

四	年(己未)崩	不	明	七十三歲
三十二	年(辛卯)崩	不	明	無
十四	年(乙巳)崩	不	明	無
二	年(丁未)崩	不	明	無
五	年(壬子)崩	不	明	無
三十六	年(戊子)崩	七十五歲		據註記七十歲

橋本增吉